

# 連合鳥取「2024 年度政策・制度要求」と 鳥取県からの回答

連合鳥取の要請事項 2024 年 7 月 30 日 (火) 提出	-鳥取県- 要望に関する現状・背景等 2024 年 9 月 26 日(木)	-鳥取県- 対応案	担当部局												
<b>&lt;雇用・経済・生活対策・労働政策&gt;</b>															
<b>1. 地方税財政の確立およびマイナンバー制度の定着と一層の活用</b>															
<p>(1)「ふるさと納税制度」について、本来寄附金は経済的利益の無償の供与であることに鑑み、過度な返礼品は慎み、制度の理念に沿った適切な制度運営に努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年度の全国のふるさと納税の受入額は 1 兆円を超え、県の受入額は約 2 億 6 千万円、市町村の受入額は約 69 億円となり、県と県内市町村を合計した県全体のふるさと納税受入額は過去最高の約 71 億 5 千万円となった。</li> <li>これは、ふるさと納税制度が広く認知されてきたことに加え、県によるふるさと納税を活用した県全体の PR や市町村の取組が充実してきたことが奏功したものと考えられる。</li> <li>返礼品に関しては、平成 20 年度税制改正により開始されたふるさと納税制度において、一部の自治体による豪華な返礼品で多額の寄附を集める競争が過熱したため、令和元年度に総務大臣がふるさと納税制度の適用を受ける自治体を指定する「ふるさと納税指定制度」が創設された。</li> <li>指定制度においては、ふるさと納税制度の趣旨に沿った運用がより適正に行われるよう、自治体を取り扱う返礼品の基準が定められ、さらに、令和 5 年度及び令和 6 年度に当該基準が厳格化された。</li> <li>県においては、指定制度による基準を満たすものを返礼品として取り扱っており、制度の趣旨を踏まえて適切に運用している。</li> </ul> <p>&lt;指定制度に係る主な返礼品基準&gt;</p> <table border="1" data-bbox="537 1050 1320 1270"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1 開始</td> <td>・返礼品の返礼割合を 3 割以下とする。 ・返礼品を地場産品とする。</td> </tr> <tr> <td>R5 改正</td> <td>・加工品のうち熟成肉や精米は、都道府県内産に限り返礼品として認める。</td> </tr> <tr> <td>R6 改正</td> <td>・地域との関連性が希薄な役務（体験・食事等）は対象外とする。</td> </tr> </tbody> </table>	年度	主な内容	R1 開始	・返礼品の返礼割合を 3 割以下とする。 ・返礼品を地場産品とする。	R5 改正	・加工品のうち熟成肉や精米は、都道府県内産に限り返礼品として認める。	R6 改正	・地域との関連性が希薄な役務（体験・食事等）は対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県では、令和元年に創設された「ふるさと納税指定制度」に係る基準を満たすものを返礼品として取り扱っているところであり、引き続き、決められたルールの中で節度ある運用に努める。</li> </ul>	<p>政策戦略本部（税務課）</p>				
年度	主な内容														
R1 開始	・返礼品の返礼割合を 3 割以下とする。 ・返礼品を地場産品とする。														
R5 改正	・加工品のうち熟成肉や精米は、都道府県内産に限り返礼品として認める。														
R6 改正	・地域との関連性が希薄な役務（体験・食事等）は対象外とする。														
<p>(2)鳥取県が実施している森林環境保全にかかる「豊かな森づくり協働税」について、2024 年度から導入された森林環境税との二重課税とならないよう、住民の意見を踏まえつつ、税収の使途や課税内容の調整をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てていくことを目的として、2005 年度に「森林環境保全税（県税）」を導入した。</li> <li>他方、国においては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、2018 年 3 月に「森林環境税（国税、2024 年度から課税）」が創設された。</li> <li>国税の創設を受けて、2022 年度に学識経験者からなる「森林環境保全税の在り方検討会」を設置し、「森林環境保全税（県税）」の存続の可否を含め、国税と県税の関係性をゼロベースで整理した。</li> <li>「森林環境保全税の在り方検討会」の提言やパブリックコメントによる県民の意見等を踏まえ、2023 年度に「森林環境保全税（県税）」を廃止した上、県民による森づくりの推進や豊かな森林を次代に引き継ぐことを目的として、「森林環境税（国税）」と異なる使途を定めた「豊かな森づくり協働税（県税）」を創設した。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="537 1751 1320 1893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>創設</th> <th>主な使途</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林環境税（国税）</td> <td>2018 年</td> <td>市町村が行う公的な森林整備等</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>豊かな森づくり協働税（県税）</td> <td>2023 年</td> <td>森林所有者が行う皆伐・再造林や県民協働による里山保全等</td> <td>500 円 など</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考&gt;鳥取県税条例（抜粋） （豊かな森づくり協働税の使途） 第 53 条の 21 知事は、前 2 条の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を用いて、次に掲げる事業を行うものとする。 （1）県民の参画と協働による森づくりを推進するための事業 （2）鳥取県の豊かな森林を次代に引き継ぐための事業</p>	区分	創設	主な使途	税率	森林環境税（国税）	2018 年	市町村が行う公的な森林整備等	1,000 円	豊かな森づくり協働税（県税）	2023 年	森林所有者が行う皆伐・再造林や県民協働による里山保全等	500 円 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>「森林環境税（国税）」と「豊かな森づくり協働税（県税）」の両税の使途や目的の違いを含めて、ホームページや森林環境学習イベント等を通じて、引き続き県税の周知・広報を進める。</li> <li>森林の現状と取り巻く環境の変化を踏まえながら両税が一層有効に活用されるよう、引き続き市町村との連携・調整を図っていく。</li> </ul>	<p>農林水産部（森林づくり推進課） 政策戦略本部（税務課）</p>
区分	創設	主な使途	税率												
森林環境税（国税）	2018 年	市町村が行う公的な森林整備等	1,000 円												
豊かな森づくり協働税（県税）	2023 年	森林所有者が行う皆伐・再造林や県民協働による里山保全等	500 円 など												
<p>(3)公正・公平な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて利用範囲や個人情報保護に関する条例の改正などを進められたい。あわせて、地方自治体の税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化されたい。</p>	<p>【マイナンバー制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本県のマイナンバーカード保有率は全国に比べ高い。 マイナンバーカード保有率（令和 6 年 7 月末時点） 鳥取県 78.3%（全国 5 位） ※全国 74.5%</li> <li>マイナンバーカードが国民・県民の 7 割以上に普及する中、くらしの様々な手続において利活用が進んでいる。</li> </ul> <p>[利活用の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康保険証としての利用 マイナ保険証の利用率（令和 6 年 5 月） 鳥取県 13.05%（全国 9 位） ※全国 9.90%</li> <li>②行政手続への利用（確定申告、パスポート申請、引越手続など）</li> <li>③コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（「コンビニ交付サービス」）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーを利用できる事務は法律で定められているが、それに加えて鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例で県独自に利用できる事務を定め、申請における添付書類の削減等、行政手続の簡素化を図っている。</li> </ul> <p>[条例で定める県独自利用事務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する措置</li> <li>心身障害者扶養共済制度の実施</li> <li>知的障害者に対する療育手帳の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き国の動向を注視するとともに、住民に身近な市町村とも協議しながら、必要に応じて、広報を通じた理解促進や条例改正などによる利活用拡大に努めていく。</li> <li>あわせて、県税事務における個人情報保護体制の一層の強化を図っていく。</li> </ul>	<p>政策戦略本部（税務課、デジタル局デジタル基盤整備課）</p>												

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給</li> <li>・私立の高等学校等への就学に要する費用の援助</li> <li>・私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助</li> <li>・私立の中学校への就学に要する費用の援助</li> <li>・高等学校等への就学に要する費用の援助</li> <li>・鳥取県立高等学校授業料等徴収条例による授業料の徴収</li> <li>・鳥取県育英奨学資金の貸与</li> </ul>		
--	---	--	--

## 2. 取引の適正化の実現に向けて

<p>サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大されたい。あわせて、関係法令の強化・徹底、「しわ寄せ」防止のための総合対策の実践、中小企業などへの各種支援策の周知と利用拡大により、実効性を担保されたい。また、すべての労働者の立場にたった働き方を実現するため、中小企業や小規模事業者の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正などを強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月に産労金官13機関で「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言」を行い、「パートナーシップ構築宣言」の周知等に連携して取り組んでおり、パートナーシップ構築宣言を行う県内企業は175社（令和6年8月末現在）と、共同宣言時の57社から大きく増加し、一定程度浸透しつつある。</li> <li>・国においては、毎年11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と定め、大企業の長時間労働削減等の取組による負担増を、短納期発注等の形で下請等中小企業に負わせる「しわ寄せ」を防止するため、トップセミナーの開催などの集中的な取組を実施しているほか、実効性のある価格転嫁・取引適正化対策のため、下請Gメンによる調査や下請かけこみ寺による相談対応を実施している。</li> <li>・県では、今年1月に公正取引委員会・中国経済産業局など国の機関も出席する「県版政労使会議」を開催し、価格適正化のため、国が令和5年11月に定めた「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ることを関係機関で共有した。</li> <li>・また、7月には、労務費を含む適正な価格転嫁が進むよう、取引適正化の取組強化、違反のあった場合の厳正な対処を国に対して要望したところ。</li> <li>・なお、本県では、賃上げを行う事業者の生産性向上に向けた取組を支援する補助制度や、価格適正化と賃金アップに向けた専門家相談窓口などにより、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境整備に取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サプライチェーン全体で共存共栄を図るための取引の適正化にあたっては、公正取引に係る指導監督権限を有する国の主導的対応が欠かせないが、県としても、関係機関と連携しながら、パートナーシップ構築宣言の浸透、賃上げ・価格適正化に向けた国・県の施策の周知や活用促進を図っていく。</li> </ul>	<p>商工労働部 （商工政策課、企業支援課、雇用・働き方政策課）</p>
---	--	---	--

## 3. 中小企業が自立できる基盤を確立

<p>鳥取県は市町村の中小企業振興基本条例の制定に向けた環境整備を進められた。また、条文において労働団体の役割や企業の責任を明確にするとともに、条例にもとづく施策を検証する会議体を設置し実行性を高められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内7市町が中小企業振興に関する条例を制定している。（鳥取市、米子市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町）</li> <li>・本県では平成23年12月に鳥取県産業振興条例を制定し、市町村、産業支援団体等と連携協力し、本県産業の振興を図ることとしているほか、令和6年4月には鳥取県産業振興未来ビジョンを改訂し、中小・小規模事業者の経営力強化をはじめ、集中的に取り組んでいく6つのプランを定めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例は、それぞれの地方公共団体が議会と議論しながら、域内の状況を踏まえて制定する自治事務であり、県としては、引き続き、市町村とも連携して、中小企業を振興するための施策を実施していく。</li> </ul>	<p>商工労働部 （商工政策課）</p>
--	---	--	--------------------------

## 4. 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および地域活性化への支援強化

<p>(1) 地域の特性を活かしたまちづくりを推進することで、地域雇用の増大をはかられたい。そのために、核となる企業への支援を行い、地域内・地域間の連携を強化して、地域産業としての競争力を高められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度、事業者や行政など全ての関係者が力を合わせて取り組むことにより、県内産業を再生させ発展の軌道に乗せることを目的とした「鳥取県産業未来共創条例」の制定を行い、県内事業者等が行う、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階に対する支援など、地域雇用の拡大及び地域産業としての競争力の向上など県内産業の振興のための施策を実施している。</li> <li>・また、教育・学術機関等や市町村との連携を強化し、大学等のシーズを活用した企業誘致や、市町村との共創による社会・地域課題や地域資源を踏まえた誘致戦略の策定及び戦略に基づく誘致活動にも取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県産業未来共創条例の目的が果たされ、地域雇用の拡大と地域産業としての競争力の向上など県内産業の振興のため、今後も、県内事業者や市町村、教育・学術機関等と良くコミュニケーションを取りながら、必要な施策に取り組んでいく。</li> </ul>	<p>商工労働部 （立地戦略課）</p>
<p>(2) 地域金融機関が地域密着型金融としての役割を発揮し、産官学労言の連携のもと事業再生や成長分野の育成、産業集積など雇用の創出に資する取り組みを推進するよう指導や支援を行い、県民が安心し、信頼できる「地域経済の活性化に資する金融システム」を構築されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域金融機関とは、密接な連携をとりながら、コロナ禍における全国に先駆けた手厚い融資制度の発動、原材料価格の高騰・円安等の経済変動事象や災害に対応した特別融資の機動的な発動など事業者の資金繰りを支援してきた。また、地域金融機関が事業者の条件変更等に柔軟に応じてきたことで倒産件数は全国最小レベルに抑制できている。</li> <li>・さらに、事業再生にあたっては、とっとり企業支援ネットワークの枠組みを活用して、金融機関、鳥取県信用保証協会、商工団体等が連携して事業改善計画の策定・コロナ融資の借換による返済負担の軽減等を支援している。</li> <li>・このほか、県制度融資では経営者保証を不要とする創業支援資金の創設、SDGsへの取り組みに活用できる資金の創設など成長分野の育成や雇用創出につながるメニューも整備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き県制度融資やとっとり企業支援ネットワークを活用しながら、事業再生等に取り組む事業者を金融機関・商工団体等と連携して支援していく。</li> </ul>	<p>商工労働部 （企業支援課）</p>

## 5. 公契約条例の制定による公契約の適正化

5. 公契約条例の制定による公契約の適正化

<p>(1)公正労働基準を確保するため、「自治体最低賃金」や「業務委託・指定管理者制度におけるモニタリングの導入」を定め、そして地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により住民の福祉の増進に寄与することを目的とした「公契約条例」を制定されたい。</p>	<p>○公契約の基本理念を定めた条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「長野県の契約に関する条例」(H26.4.1施行)</li> <li>・「岐阜県公契約条例」(H27.4.1施行)</li> <li>・「愛知県公契約条例」(H28.4.1施行)</li> <li>・「沖縄県の契約に関する条例」(H30.4.1施行)</li> <li>・「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」(R3.3.26施行)</li> <li>・「滋賀県が締結する契約に関する条例」(R4.4.1施行)</li> <li>・「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(R5.4.1施行)</li> </ul> <p>○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「奈良県公契約条例」(H27.4.1施行)</li> <li>・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県:H28.4.1施行)</li> </ul> <p>いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21.9.30施行)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。</p> <p>【県議会での対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された。(平成21年3月25日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。</li> <li>・本県では、適正な労働条件の確保等に向けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、契約事務処理要領に盛り込み、研修等で周知徹底を図っている。</li> <li>・今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用に努めていく。</li> </ul>	<p>会計管理部 (会計指導課)</p>
	<p>指定管理者の業務状況については、現状、以下のとおり各施設所管課において確認を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の業務報告の作成・提出(標準協定書に記載)</li> <li>・年1回事業報告書を提出(指定管理条例)させ、実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表(指定管理業務点検要領)</li> <li>・指定管理中間年終了後に、外部評価を実施(指定管理業務点検要領)</li> </ul>	<p>指定管理者の業務状況については、各指定管理者と結ぶ協定書の中で毎月の業務報告等を求めているなど、一定の業務モニタリングを実施している。また、年1回実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表するとともに、指定管理中間年終了後に外部評価を実施し、評価結果を次期指定管理の選定時に反映させるなど様々な手法・視点で点検し、ホームページで公表しているところ。</p>	<p>総務部(行財政改革推進課)</p>
<p>(2)公共サービスの質の確保と自治体の責務を明確化するために「公共サービス基本条例」を制定されたい。</p>	<p>・公共サービス基本法は平成21年5月に成立。公共サービスに関する基本理念、行政の責務と役割分担、従事者の適正な労働条件の確保などを定めたもの。地方公共団体は、基本理念にのっとり公共サービスを実施する責務を有すると定められている。</p>	<p>公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、パスポート発給事務の充実、住民により身近な主体が福祉サービスを提供するための福祉事務所の市町村移管、雇用の安定にも配慮し指定管理期間の3年から5年へ延長するなどの施策を行ってきた。また、指定管理者については業務の状況を定期的に把握するとともに管理状況をホームページで公表し、透明性の確保にも努めてきたところ。</p>	<p>総務部(行財政改革推進課)</p>
<p>(3)公契約において、公正労働基準の確保、企業の技術力や品質の適正な評価、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守などもあわせて評価する総合評価方式の導入を促進されたい。</p>	<p>・本県では、平成19年度に「総合評価競争入札及びプロポーザル方式契約実施指針」(以下「指針」という。)を策定し、契約の性質や目的に応じてこれを活用してきた。</p> <p>【活用事例(令和5年度)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県防災情報ポータルサイト構築・運用保守業務</li> <li>・青谷かみじち史跡公園関連イベント運営業務</li> <li>・鳥取県食品衛生情報管理システム構築・運用保守業務</li> <li>・データ連携基盤構築業務</li> </ul> <p>・この指針において、総合評価競争入札における評価項目は、事業の目的や内容に応じて直接必要なもののほか、男女共同参画認定企業、ISO・TEAS I種認証事業者、障害者雇用事業主、家庭教育推進企業への配慮等の項目も加えることができることとしている。</p>	<p>・契約の性質や目的に応じ、価格だけでなく、入札者の提示する性能、機能、デザイン性、技術力その他の条件を総合的に勘案して最も有利な者と契約をする入札方式である「総合評価競争入札(落札)方式」を、業務委託や土木工事の発注において引き続き効果的な活用を図っていく。</p>	<p>会計管理部 (会計指導課)</p>
<p>&lt;雇用の安定と公正労働条件の確保&gt;</p>			
<p>6.働く者のための働き方改革に向けた監督体制の強化</p>			
<p>(1)労働施策総合推進法にもとづく協議会(「地方版政労使会議」)を継続的に開催し、鳥取県や労使団体等との連携をさらに強化されたい。</p>	<p>・県と労働局では、産学労官の関係者が集い、働き方に関する課題や働き方改革に向けた取組について意見交換を行う「地方版政労使会議」(鳥取働き方改革推進会議)を、法に基づく協議会として平成28年度以降毎年開催し、相互の連携を強化している。</p> <p>・また、令和6年1月には、持続的な賃上げに向けて政労使のトップが意見交換を行う「鳥取県版政労使会議」を開催し、政労使が連携して適切な価格転嫁と賃上げによる経済の好循環実現を目指すという本県の方向性を確認した。なお、令和6年5月には政労使の実務担当者による連絡会議でその後の状況を確認済である。(秋にも連絡会議を開催予定)</p>	<p>・引き続き、「鳥取働き方改革推進会議」構成員が連携して働き方改革に取り組むとともに、県内の賃上げ機運を一過性としないうような賃上げに係る「鳥取県版政労使会議」についても、今年度の継続開催を検討したい。</p>	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課)</p>
<p>(2)教員の長時間労働是正に向けて、給特法にもとづく「教育職員の業務量の適</p>	<p>・令和2年1月文部科学省告示を踏まえ、県立学校教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間に行う業務の量等を管理するための措</p>	<p>・規定している時間外業務時間の上限時間(月45時間、</p>	<p>教育委員会 (教育人材</p>

<p>切な管理等に関する指針」が定める勤務時間管理を徹底するとともに、安全衛生委員会の設置・開催、産業医の選任等、労働安全衛生体制の整備を市町村教育委員会に強く要請されたい。</p>	<p>置について定める規則を新設するとともに、規則の運用に関する詳細等についての方針を策定し、一人当たりの時間外業務時間を月 45 時間、年間 360 時間以内とすることを規定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、市町村立学校においては、服務監督権者である各市町村教育委員会と同様の規程を整備している。</li> <li>・衛生委員会・衛生管理者・衛生推進者の設置（選任）を要する学校においては全校で設置（選任）済、また、産業医の選任を要する学校においては全校で選任済であるが、衛生委員会について毎月開催できていない学校がある。</li> </ul>	<p>年間 360 時間) を超えた教員がいる県立学校に対し、県教育委員会による当該学校への事後的検証を実施している。</p> <p>また、時間外業務時間の把握を正確に行うため、県教育委員会で時間外業務等の入力 of 取扱い等をまとめ、県立学校教職員に周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村教育長が出席する会議や管理職向けの研修等において、労働安全衛生管理体制の整備・適切な運用の重要性について、引き続き強く呼びかけ等を行う。</li> </ul>	<p>開発課、教育総務課)</p>
<p>(3) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、県民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進されたい。さらに、大学や中学校・高等学校における労働条件等に関する啓発の実施に関して、各地の過労死を考える家族の会や専門家を講師として派遣するなど、啓発事業を積極的に推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、県中小企業労働相談所「みなくる」で労働時間や休日・休暇関連を含む労働相談を実施するとともに、労働セミナーや社内研修への専門講師の派遣等により、過労死等とも関連のあるメンタルヘルス・ハラスメント・ワークライフバランス等のテーマで研修を実施している。(令和 5 年度: 労働相談件数 2,711 件、うち労働時間、休日・休暇関連 199 件、労働セミナー計 12 回 403 名参加、社内研修講師派遣計 66 社 2,188 名参加)</li> <li>・国においては、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、労働局による過重労働解消キャンペーンや、過労死を考える家族の会や専門家、取組を進める企業等を講師とした過労死等防止対策推進シンポジウムなどを実施しており、県もシンポジウムの後援を行うなどして周知・広報に協力している。</li> <li>・県内大学において、就職ガイダンス等で労働局の協力の下、労働条件等を含む働くことに関する知識を深める啓発事業を行った。</li> <li>・大綱において指摘された労働条件に関する理解を深める指導等については、毎年開催する教育課程研究協議会において、担当指導主事が各高校の教員に対して、学習指導要領の趣旨を丁寧に説明し、専門機関との関係強化や指導内容の充実を図っている。また、高校においては専門機関と連携して、法教育などの充実を図っており、生徒が実社会で生きていくために必要な知識等を習得することによって、生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育てるとともに、社会参画の意識を高めることをねらいとする「生徒と社会がつながる教育推進事業」において、社会保険労務士会等の専門家の話を生徒が直接聞く機会をつくっているところである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「みなくる」での労働相談を通して過労死等の未然防止につなげるとともに、国と連携しながら県民・企業等への周知・啓発に努める。</li> <li>・今後も機会を捉え、学生に対する啓発を行うよう、大学に働きかけていく。</li> <li>・学習指導要領の趣旨を徹底したうえで、公民科や家庭科の授業において、労働法やワーク・ライフ・バランスに関する教育を進めていく。その際に、厚生労働省作成の教員用資料の活用を今一度、各高校に周知していく。また、毎年 12 月頃に、社会人としてのマナーやルール、労働環境等について学べる冊子「THE 社会人（一般財団法人鳥取県労働者福祉協議会）」を、各高校へ配布するとともに、労働委員会や中小企業労働相談所みなくる等の専門家を講師として招いて、この冊子を用いた学習会を実施するなど、更なる推進に努めていく。</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p> <p>子ども家庭部(総合教育推進課)</p> <p>教育委員会（小中学校課、高等学校課）</p>
<p><b>7. すべての労働者に対する職業能力開発機会の充実</b></p>			
<p>「就職氷河期世代」に対し、当事者個人へのニーズに寄り添いつつ、オンラインの活用も含め、就職相談や職業紹介の取り組みを通じて、職業能力開発や就労支援、社会とのつながりを持つことに関する情報提供や啓発を行うとともに、「就職氷河期世代活躍支援補助金」や「就職氷河期世代専門窓口」を拡充するなど、さらなる支援強化をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 2 年 2 月に鳥取労働局、県、経済団体、労働団体、支援団体等で構成するとっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、令和 2 年度から令和 6 年度までを就職氷河期世代への集中取組期間とし、各界が一体となって就職氷河期世代の就労支援や社会参加の促進、ひきこもり対策等を実施している。</li> <li>・県では、就職氷河期世代の正規雇用促進のためオンラインも活用した求職者向け・企業向けセミナー(9/18・9/27)及び企業見学ツアーを開催するほか、令和 5 年度から「就職氷河期世代活躍支援補助金」を創設し、支援を強化している。</li> <li>・また、ハローワークの「就職氷河期世代専門窓口」や県立ハローワークのミドル・シニア向け相談窓口においても、就職氷河期世代の方々の安定就職に向けて支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「就職氷河期世代専門窓口」や県立ハローワークのミドル・シニア向け相談窓口で、個々のニーズに寄り添った支援を行うとともに、オンラインも活用したセミナーや企業見学ツアー、「就職氷河期世代活躍支援補助金」をより多くの方に活用いただけるよう、鳥取労働局や支援団体等と連携して啓発・支援を行う。</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p>
<p><b>8. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応</b></p>			
<p>(1) 地域雇用に関する雇用創造事業について、「地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業」の継続・拡充をはかり、U I J ターンを含めた地域での就職を積極的に支援するための人材育成や安定した雇用の創出・定着に向けた</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では平成 29 年度から「地域活性化雇用創造プロジェクト」(厚生労働省補助事業)を活用し、地域における良質で安定的な雇用の実現に継続して取り組んでいる。1 期(平成 29～令和元年度)、2 期(令和 2～4 年度)が終了し、現在 3 期(令和 5～7 年度)目の事業を実施中である。</li> <li>・令和 5 年度からの 3 か年計画では「多様な人材の活躍による人手不</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、プロジェクト事業を着実に推進し、残り 2 か年でさらなる良質な雇用の増加を図る。</li> <li>・国事業の継続を前提に、令和 8 年度以降も継続して</li> </ul>	<p>商工労働部（雇用・働き方政策課）</p>

<p>取り組みを進められたい。</p>	<p>足解消」「デジタル人材の活躍による生産性向上」の2つをテーマに企業及び求職者の支援に組み、3か年で計643名の計画に対し令和5年度だけで680名の良質な雇用創出につなげることができた。</p>	<p>プロジェクト事業を実施する方向で、産学金労官からなる協議会において県内の雇用の実情・課題について議論を深め、次期計画の策定に向けて検討を進めていく。</p>	
<p>(2)障がい者雇用の促進および雇用の安定に向け、雇用・福祉・教育の各行政機関が地域レベルで連携するとともに、ハローワークを核とした地域のネットワークや、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を講じられたい。</p>	<p>・東部・中部・西部のそれぞれの地域単位で、県、市町村、鳥取労働局、特別支援学校、支援機関等から構成されるネットワーク会議「障害者就業・生活支援センター連絡会」を設け、地域ごとの課題や情報を共有して、障がい者雇用の推進・定着に取り組んでいる。</p>	<p>・引き続き、障害者就業・生活支援センター連絡会で地域の関係機関が連携し、企業への就労支援に取り組むなど障がい者雇用・定着を推進していく。</p>	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課)</p>
<p>(3)中小企業における障がい者雇用を推進するため、優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)を活用するとともに、これまで障がい者の雇用経験やノウハウが不足している「雇用ゼロ企業」に対し、事例やノウハウの共有化を図りつつ、準備段階から採用後の定着支援までの総合的な支援を強化されたい。</p>	<p>・障がい者雇用に係る事業者の優良な取組の横展開については、「もにす認定企業」のほか、県においても、障がい者雇用・定着に関してモデルとなる企業を選定し、働きやすい職場づくりのポイントを掲載したガイドブック「ともに働く職場づくり～障がいの有無に関わらず働きやすい職場を目指して～」に掲載したり、障がい者雇用に係る優良事例紹介動画で紹介したりすることで、県内企業での障がい者雇用の推進に活用している。</p> <p>・このガイドブック等を活用し、県の「障がい者雇用アドバイザー」が関係機関と連携のうえ、企業を訪問して障がい者雇用を働きかけるほか、初めて障がい者雇用に取り組む企業等を対象に、準備から定着までの障がい者雇用のノウハウを学んでいただくための「障がい者雇用の基本まるわかりセミナー」や、優良な取組を行う企業の見学会を開催するなどして総合的な支援を進めている。</p>	<p>・もにす認定企業のほか、県障がい者雇用優良事業所知事表彰企業や持続可能な地域社会・産業の持続的発展を目指すとっとりSDGs企業認証制度の認証企業などの取組については、障がい者雇用に関する県内企業のロールモデルとして、引き続き機会を捉まえて情報発信等に活用していきたい。</p> <p>・また、障がい者雇用のノウハウを学んでいただけるよう、ガイドブックや動画の活用、セミナーの開催、障がい者雇用アドバイザーによる企業訪問など、関係機関と連携のうえ総合的に支援していく。</p>	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課)</p>
<p>(4)国、学校、労使団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保険の仕組みに関する基本的な知識を習得する機会を確保するとともに、これらに関する相談窓口の所在などについて周知・広報されたい。</p>	<p>・県中小企業労働相談所「みなくる」が県内の高等学校や大学等を対象に実施している「出前セミナー」において、労働法をはじめとした働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、若者に対する労働教育を推進している。(令和5年度:計8回336名参加)</p> <p>・また、社会人としての心構え、労働についての基礎知識として、働くときのルールや安心して働くために知っておきたいこと、困ったときの相談窓口等についてまとめた小冊子「THE 社会人」を作成し、県内高校の3年生全員に配布している。(令和5年度:5,800部作成)</p> <p>・併せて、県内の学校や図書館、ハローワークなどの公共施設で啓発パネルやポスターの展示コーナーを開設し、労働法や労働相談窓口について周知・広報を行っている(令和5年度:計9か所×1か月程度)。</p> <p>・なお、企業に依頼を受けて専門講師を派遣し、労働法やハラスメント等に関する社内研修も実施している。(令和5年度:計66社2,188名参加、うち労働法関係3社116名参加)</p>	<p>・引き続き、「みなくる」が実施する「出前セミナー」や「労働セミナー」について経済団体等の協力も得ながら広報を行い、若年者への労働教育を推進する。</p> <p>・みなくる等の労働相談窓口について広く知っていただけるよう、県HPや「THE 社会人」、パネル展示や求職者を対象としたセミナー等の機会を捉えて周知するとともに、SNS活用など若者に向けて媒体を工夫しながら継続的に広報を行う。</p>	<p>商工労働部 (雇用・働き方政策課)</p>

**9. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備**

<p>地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令をはじめ在留資格ごとの就労制限や生活に関する情報について、多言語によるわかりやすい周知を徹底されたい。また、母国語による相談・支援体制を整備・拡充するとともに、居住する外国人および支援団体等からの意見を聴く場を設けるなど、実効性ある共生支援施策を構築されたい。</p>	<p>&lt;外国人労働者への情報提供&gt;</p> <p>・国際交流財団より、県内在住外国人に対して、生活や防災等の情報提供を行っている。</p> <p>①facebookによる多言語での発信。(英語・やさしい日本語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、ベトナム語)</p> <p>②国際交流財団のホームページにて周知。(日本語、英語、中国語(簡体字)、ベトナム語)</p> <p>(参考)出入国在留管理庁において、日本滞在中のルール、手続き、困った場合の連絡先等について多言語で案内されている。</p> <p>&lt;相談窓口&gt;</p> <p>・国際交流財団に外国人総合相談窓口を設置し、県内在住外国人の総合的な生活支援を実施している。</p> <p>対象者：県内在住外国人</p> <p>R5相談実績：347件</p> <p>・多文化共生コーディネーターの配置：鳥取(ベトナム語)</p> <p>・国際交流コーディネーターの配置：鳥取(英語、中国)、倉吉(中国、ベトナム)、米子(中国、ベトナム)</p> <p>曜日により対応可能な言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる。</p> <p>・鳥取県多文化共生サポーターの配置：外国人住民と行政等との間に立って地域の橋渡し役を務める個人や団体をサポーターとして委嘱。就職や子どもの進学、行政機関での手続き等について相談対応を行っている。</p>	<p>・引き続き、やさしい日本語や多言語による情報発信、各種相談窓口及び情報提供方法の周知に努め、外国人が安心して生活できる環境づくりを進めて行く。</p> <p>・鳥取県多文化共生サポーターとの意見交換や、支援団体の取組への支援により、地域目線での共生社会の実現に努めていく。</p>	<p>輝く鳥取創造本部(交流推進課)</p>
--	--	---	------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県外国人雇用サポートデスク（鳥取県行政書士会） 県内事業者、県内在住外国人の在留資格や手続き等に関する無料の相談窓口を設置し、行政書士による相談対応を行っている。 (参考) 外国人労働者相談コーナー（鳥取労働局） 鳥取労働局内に相談コーナーを設置し、外国人労働者からの労働条件等に関する相談を受け付けている。(対応言語：英語、ベトナム語)</li> </ul>			
<b>10. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立</b>				<b>10. 真にセーフティネット機能を果たすことができる法定最低賃金制度の確立</b>
<b>(1) 最低賃金額はもとより、最低賃金制度の意義・役割について鳥取県および鳥取労働局が連携して周知徹底をはかられたい。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論される。</li> <li>最低賃金法は、その目的を「賃金の最低額を保障」することで、「労働者の生活の安定」につなげ、「国民経済の健全な発展に寄与」と定めており、使用者に対して弱い立場にある労働者の権利を保護し、生活を保障している。</li> <li>10月5日から最低賃金が時間額957円となる公示がなされたことに合わせ、労働局と連携して事業所等関係先に周知するとともに、新聞折り込み広告にて広報し、その際、最低賃金制度の意義・役割についても周知したところ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、セーフティネット機能としての最低賃金制度について、労働局と連携しながら、必要な情報の周知徹底を図っていききたい。</li> </ul>	商工労働部 (雇用・働き方政策課)	
<b>(2) 中小企業・零細事業者が、最低賃金の引き上げ分を含む労務費上昇分を適切に価格転嫁できるよう、中小・零細企業支援策の充実や各種助成金制度の周知および利用促進などをはかられたい。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業・零細事業者が、物価高騰等厳しい経営環境のなかであっても持続的に賃上げができるよう、持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援補助金などにより、生産性向上や付加価値向上を進めているところ。 (令和6年8月末時点で80者の事業計画を認定済み)</li> <li>当該補助金は7月に改正を行い小規模事業者の支援措置を手厚くするなどしたところ。</li> <li>その都度、新聞折込チラシやホームページ等を活用して周知を図っているところであり、直近では、9/8の新聞折込チラシにおいて、最低賃金改正とともに当該補助金も周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の利用促進に向けて、不特定多数に対するマスメディアの活用、ビジネス・行政支援関連情報を求める幅広い者に対するSNS等の活用、企業の経営者及び個人事業者への直接的な働きかけ等を商工団体や金融機関等とも連携して行ってまいりたい。</li> </ul>	商工労働部 (企業支援課、雇用・働き方政策課)	
<b>(3) 最低賃金の改定額をふまえ、発注済みの公契約の金額を再検証し、必要に応じて契約額を見直すなど、最低賃金の履行確保を徹底されたい。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金の改正にあたっては、県が発注する業務委託において、最低賃金法違反が発生することのないよう、最低賃金改正に係る公示直後に全庁に通知し、周知徹底を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、最低賃金の履行確保について周知徹底していく。</li> </ul>	商工労働部 (雇用・働き方政策課)	
<b>&lt;安心できる社会保障制度の確立&gt;</b>				
<b>11. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実</b>				
<b>(1) 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度について、地域住民や働く者が参加し一体的に地域福祉を推進するため、未策定の市町村は早期に地域福祉計画を策定するよう指導・支援されたい。また、策定済みの地域福祉計画(市町村)および地域福祉支援計画(鳥取県)については、情勢の変化にあわせて見直しされたい。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は平成16年から地域福祉支援計画は改定しておらず、県内19市町村のうち、三朝町、日南町以外の市町村では地域福祉計画を策定している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県としては、福祉に係る複数の計画に地域福祉に係る事項を盛り込むことにより、引き続き分野横断的に地域福祉の向上に努めていくとともに、県内市町村の地域福祉計画策定・改定状況を毎年度確認し、その際に県の考え方・方針や既存の個別計画との関係性を示すなどの適宜フォローアップを行い、市町村に対する支援を行っていくことで県内の地域福祉の推進を図っていききたい。</li> </ul>	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)	
<b>(2) 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、相談支援員などの人材確保・養成を積極的に進めるとともに、雇用の安定と処遇改善や、スキルの維持・向上のための研修実施に必要な予算の確保をはかられたい。また、改正法(2024年4月17日成立)により、生活困窮者向けの事業で被保護者も支援することが可能となることから、業務の増加により支援の質が低下することのないよう、自立相談支援機関などの適切な人員体制を確保されたい。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所設置自治体(県及び17市町村)が実施する生活困窮者自立支援に関する相談支援や人材育成研修、ネットワークの構築等を支援する市町村支援事業(バックアップ事業)を県社会福祉協議会へ委託して実施している他、国が実施している相談支援員初任者研修、主任者研修等について福祉事務所設置自治体が希望する者に受講すること等により生活困窮者自立支援事業の質の向上に努めている。</li> <li>多くの市町村においては、市町村社会福祉協議会への委託により、生活困窮者自立支援事業を実施しており、県においても福祉事務所を設置していない大山町及び三朝町の社会福祉協議会に相談支援員計6名(正規職員5名、非常勤職員1名)を配置し、必要な人件費について予算を確保している。</li> <li>生活困窮者自立支援法等の改正により、令和7年4月1日から、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一方から他方へ移管する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き市町村が実施する生活困窮者自立支援事業に対するバックアップとして、相談支援員の経験年数に応じた研修や意見交換会等を実施することにより、生活困窮者自立支援の質の向上を図っていく。</li> <li>生活困窮者への安定した相談支援体制を確保するため、これまで自立相談支援機関等の相談支援員の確保支援に係る財政措置を国に求めているところ</li> </ul>	福祉保健部 (孤独・孤立対策課)	

	<p>の支援の一貫性・継続性が確保することと事業者の負担軽減を目的として生活保護脱却が見込まれる特定被保護者も生活困窮者向け事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業等）の利用が可能となることとされている。</p>	<p>であるが、改めて福祉事務所設置自治体へ相談支援員の常勤配置や処遇改善について協力を求め、併せて相談支援員の雇用の安定と処遇改善につながる財政措置を国に求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（既に実施している）生活保護受給者向けの就労準備支援事業と一体実施が可能とされているが詳細は今後示されることから、状況を注視し、必要な人員体制の確保及び事業の一体実施による業務量の軽減策などを実施していく。</li> </ul>	
<p>(3)「子どもの貧困」の解消に向けて、子どもの居場所の提供や学習・生活環境の改善、進路選択に関する情報提供等、アウトリーチ（訪問）型手法で生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業等に取り組まされたい。また、改正法（2024年4月17日成立）を踏まえ、生活保護世帯の子どもの早期支援につながる仕組みの整備をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの居場所づくりや学習支援を行う子ども食堂等の立上経費や運営経費を支援する市町村に対し、県から補助している。R5年度末時点で、子ども食堂等の子どもの居場所は県内に83箇所あり、その充足率は全国第2位である。</li> <li>また、放課後児童クラブを活用した生活困窮世帯等の子どもを含めた学習支援、塾などでのひとり親家庭を対象とした学習支援、家庭や学校に居場所がない子どもを対象とした生活・学習面の支援、教員等専門職のアセスメントによる関係機関へのつなぎ等を行う市町村に対して補助している。</li> <li>生活困窮者自立支援制度による子どもの学習・生活支援事業は県内6市町村において実施し、令和5年度は1市町村でアウトリーチによる支援を行っている。</li> <li>改正法により、生活保護受給中の子育て世帯における本人の希望を踏まえた進路選択のため、アウトリーチによる支援が任意事業として法定化された。（事業詳細は現時点では示されていない。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において子どもの食事、体験、学習等の支援を行う「地域こどもの生活支援強化事業」が今年度から開始されたところであり、市町村に活用を促していくとともに、県独自の子どもの居場所づくり事業の見直しを検討したい。</li> <li>子どもの学習支援事業と生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業、また、法改正による新規事業についても、地域の実情に応じ、それぞれの市町村と連携・調整し、実施していきたい。</li> <li>昨年度実施した子どもの生活実態の把握するための「子どもの生活状況調査」を今年7月に取りまとめたところであり、国による新制度に加え、この調査結果も踏まえ、引き続き「子どもの貧困」対策に必要な支援を行っていく。</li> </ul>	<p>子ども家庭部(家庭支援課)、福祉保健部(孤独・孤立対策課)</p>
<p>(4)ヤングケアラーの実態を把握するとともに、本人や家族、地域住民の認知度向上に取り組み、ヤングケアラー支援体制事業をはじめ重層的な支援体制の整備や、地域で把握し支援につなげる仕組みづくりを進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度からヤングケアラーからの相談を受け、支援に繋げるため、電話及びSNSによる相談窓口を設置することと併せて、ポスター・リーフレットの配布や学校や公民館等へ出前講座等を行うことにより、本人・家族・学校のみならず県民への広報・啓発活動を行うことにより、認知度の向上に取り組んでいる。</li> <li>ヤングケアラーをはじめとした複合的な課題を抱える世帯等の支援のため、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業は、令和6年度では県内9市町村で実施されており、また、子育て世帯訪問支援事業による、ヤングケアラーを含む困難を抱える家庭への家事・育児支援は8市町村で行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に「鳥取県青少年育成意識調査」を活用したヤングケアラーの実態調査を実施したことに加え、現在、市町村関係部署と連携し、県全体での実態調査を実施しているところであり、年内を目処に結果をまとめることとしている。</li> <li>各市町村における包括的支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備の未実施市町村に対して、改めて勧奨を行うことにより、実施市町村数の増加に努めていく。</li> <li>また、県の開催するヤングケアラー支援会議において、市町村や関係機関との連携強化や更なる支援策の検討を行い、引き続き支援体制を構築していくことにより、ヤングケアラー支援の充実を行っていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部(孤独・孤立対策課)</p>
<p><b>12. 切れ目のない医療を提供する体制の確立</b></p>			
<p>(1)地域に必要な医療を受けられない事態を生じさせないよう、機能分化の推進にあたっては、急性期を脱した患者への医療や、高齢者の容体急変時の医療などを担う病床を確保するとともに、在宅医療や訪問看護を拡充されたい。また、高齢者が切れ目なく医療と</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>急性期から在宅医療・介護まで切れ目無く提供する体制確保を目的とした鳥取県地域医療構想（鳥取県保健医療計画の一部としてH28策定）を踏まえ、各圏域で必要な病床の機能（急性期、回復期、慢性期）の議論や地域医療介護総合確保基金を活用した病床の機能分化・連携の推進、訪問看護ステーションの機能強化などを進めているところ。</li> <li>毎年度、鳥取県保健医療計画（疾病・事業別）の取組の点検、進捗</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人口減少や高齢化を踏まえ、入院・外来・在宅にわたる医療機関の役割分担、連携を進め、地域全体で支える効率的で持続可能な医療提供体制の確立」「保健・医療・介護（福祉）の</li> </ul>	<p>福祉保健部(医療政策課)</p>

<p>介護を受けられよう、在宅医療や介護との連携に関わる鳥取県保健医療計画（令和6年4月改定）の進捗状況を定期的に把握・検証されたい。</p>	<p>の確認を行い、鳥取県医療審議会等において報告している。          ・また、第8次保健医療計画を策定した。</p>	<p>連携による希望すれば在宅で療養できる医療提供体制の確立」等を基本方針とした第8次保健医療計画（計画期間 R6～R11）を本年4月に策定したところ。          ・病床数や機能については、圏域ごとの地域医療構想調整会議において議論されており、県においても病床機能分化を進めるため、地域医療介護総合確保基金による財政支援などを行っている。          ・在宅医療や訪問看護の充実に向けては、「医療計画」において新たに「連携を担う拠点」を圏域ごとに定めるとともに、訪問看護ステーションの機能強化に向けた新たな支援制度を創設し、活用を図っているところ。          ・「医療計画」の進捗については、毎年医療審議会にて、目標に対する達成状況を報告し、いただいたご意見を今後の取組に反映させており、引き続き PDCA サイクルを回しながら安心かつ切れ目のない医療提供体制を整備していく。</p>	
<p>(2)不妊治療について、可能な限り広く治療法を選択できるよう、保険適用外の治療に対する助成制度を拡充されたい。また、不妊専門相談センター事業や不妊症・不育症支援ネットワーク事業などの各種相談支援事業（はぐてらす）の周知・徹底をはかられたい。</p>	<p>・令和4年4月から不妊治療が公的医療保険の適用となり、新たに人工授精や体外受精などが保険適用となる一方で、オプション的な治療とされた一部の医療技術は保険適用が見送られ、国の助成金も廃止された。また、国の助成金対象であった一部の医療技術は先進医療の対象からも外れ、全額自己負担の治療となっている。          ・治療方法の選択により、保険適用前よりも自己負担が増加して不妊治療の実施を諦めてしまうことのないよう、本県では、令和4年度から保険適用となっていない特定不妊治療や検査に対する助成を独自に実施している。          ・各種相談支援事業については、県ホームページへの掲載、県内市町村や医療機関等へのチラシ配布等により、周知・啓発を行っている。</p>	<p>・今年度から、保険適用となっていない特定不妊治療や検査に対する助成額及び助成回数の上限の拡大並びに自己負担額が高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合に当該上回る額の1/2を助成するなどの新たな取組を開始しており、今後も保険適用外の治療に対する助成に取り組んでいく。          ・各種の相談支援事業の周知・啓発等について、継続的に取り組んでいく。</p>	<p>子ども家庭部(家庭支援課)</p>
<p>(3)地域医療介護総合確保基金の活用においては、医療人材の確保に向けて、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充、研修中の欠員補充に資する事業をより積極的に実施されたい。また、「鳥取県計画」の事後評価においては、「地域医療介護総合確保方針」にもとづき、「医療又は介護を受ける立場にある者」をはじめとする関係者の意見聴取・反映を行うとともに、基金事業による地域包括ケアの推進に向けた進捗を住民にわかりやすく開示・周知されたい。</p>	<p>・これまでも基金を活用して、医療人材の確保に向けた処遇・勤務環境改善や資質向上に資する取組等を積極的に実施している。          ・また、医療を受ける立場の委員にも参加いただいている医療審議会において、計画の進捗について事後評価を行うとともに、その結果を県HPで公開している。          ・基金事業に関しては、鳥取県計画（数値目標等）を立て、計画に沿って事業実施をした後、計画における各数値目標に沿って、アウトプット及びアウトカムの視点で事業評価を行っている。※当該事業評価は、国に提出するとともに、県のHPで公表。          ・基金事業の取組状況（鳥取県計画の事業評価）及び地域包括ケアの推進に向けた進捗については、介護保険事業計画策定委員会や介護人材確保対策協議会等、介護関係団体・専門職等で構成する委員会において、報告するなどし、意見を聴取している。</p>	<p>・この度策定した第8次保健医療計画においても、医師、看護職員、歯科医療従事者をはじめとする医療人材の確保に向けた対策を記載（地域枠の設置、地域枠医師のキャリア支援等）。鳥取大学医学部附属病院と連携した取組を継続しているほか、仕事と家庭の両立支援や病院勤務医の時短に向けた取組への支援、キャリアアップに向けた研修受講支援（一部代替職員確保支援を含む）が県内で研修できる環境整備などを進めており、引き続き関係者の声も踏まえながら取組を進めていく。          ・また、基金に係る「鳥取県計画」の事後評価については、現在も医療を受ける立場の委員にも参加いただいている医療審議会において計画の進捗について事後評価を行うとともに、その結果を県HPで公開し</p>	<p>福祉保健部（医療政策課、長寿社会課）</p>



		<p>ており、今後も引き続き行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基金事業に係る取組については、介護対策確保協議会等の各介護関係団体が参加する協議会等において、意見聴取・反映を行ってきたところであり、より効果的・事業となるよう取組みたい。</li> <li>また、基金事業の達成状況を具体的数値・指標で示すなど、地域包括ケアの推進の進捗について、より分かりやすい事業評価となるよう工夫したい。</li> </ul>	
<p>(4) 昨年、県内の自治体病院において、当直許可基準に対して労働基準監督署による「是正勧告」を受けたが、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」(令和元年基発 0701 第 8 号)、「医師等の宿日直許可基準及び医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方についての運用に当たっての留意事項について」の一部改正(改正令和 6 年基発 0115 第 2 号)に基づき、コンプライアンス遵守についての指導を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取労働局と共同設置している「県医療勤務環境改善支援センター」(県医師会に委託)を通じ、宿日直等に係る法令等の遵守がなされるように医療機関へのきめ細かな支援を行っている(社会保険労務士等の派遣など)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県医療勤務環境改善支援センター」を通じ、引き続き宿日直等に係る法令等の遵守がなされるよう医療機関へのきめ細かな支援(社会保険労務士に加え、医業経営アドバイザーの派遣など)を行っていく。</li> </ul>	福祉保健部 (医療政策課)
<p>(5) 2024 年度からスタートした「働き方改革」を踏まえ、医師労働時間短縮計画の策定・見直しを支援するとともに、医療法上の努力義務とされている勤務環境改善に向けた取り組みを、医師に限らずすべての医療従事者に対して実施するよう各医療機関に徹底されたい。また、医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するとともに、「県医療勤務環境改善支援センター」を通じ、時短計画の策定・見直しや健康確保に向けた環境整備が進むよう助言している。</li> <li>また、医師以外の看護師の勤務環境改善に向けた相談対応なども同センターで行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「医師労働時間短縮計画の策定・見直し」支援については、これまでも県医療勤務環境改善支援センター(県と鳥取労働局が連携し、県医師会に委託)に各医療機関へのアウトリーチ支援(社会保険労務士派遣)や相談対応などを行っており、引き続きこうした支援を行っていく。</li> <li>改正医療法(H26.10)により、医療機関はPDCAサイクルを回しながら計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組むよう努めることとされており、同支援センターによる助言・相談対応を行っているところであるが、引き続き医療機関による取組が進むよう、センターを通じた働きかけを行っていく。</li> <li>健康配慮についても、医療機関の取組が進むようセンターによる支援を継続しつつ、医療法による立入調査などの機会を活用し、現状の確認を行うとともに、必要に応じて指導を行うこととしている。</li> </ul>	福祉保健部 (医療政策課)
<p>(6) 医療現場における時間外労働の実態把握、36 協定の適正な締結、夜勤交代制勤務の回数制限など労働時間を厳格に管理する体制を確保するよう医療機関に指導されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「県医療勤務環境改善支援センター」を通じ、管理体制の整備に向けた支援を行っている。</li> <li>なお、医療法に基づく健康確保措置の状況については、医療機関への立入調査において確認し、必要に応じて指導を行うことにしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでも管理システム導入支援や支援センターによるアドバイザー派遣、また病院長や管理者を対象としたトップセミナーの開催などにより、所要の体制づくりに向けた支援を行ってきたところであるが、引き続き、こうした支援を行っていく。</li> <li>また、特に医療法に基づく、健康確保措置の順守状況については、県・保健所による立入調査において、確認することとしており、必要に応じて指導等を行っていく。</li> </ul>	福祉保健部 (医療政策課)

<p>(7)災害があっても医療機関あるいは在宅で安心して医療を受けられる体制を整えるため、DMAT（災害派遣医療チーム）による救命・急性期医療の対応に加え、DPAT（災害派遣精神医療チーム）および「心のケアチーム」によるメンタルケア、慢性疾患などにも対応できる医療チーム体制を平時から整備されたい。また、大災害や停電下での地域における人工透析の提供体制を確保するため、水および透析液を備蓄した透析医療機関の計画的な整備や自家発電装置の長時間化、発電車や小型発電機の貸出体制への支援など非常時における電源確保を行い、患者への情報提供を確実に実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの災害医療提供体制の整備に向けて、災害拠点病院とDMAT派遣協定を締結している。また、鳥取大学医学部附属病院と、DPAT派遣協定を締結しているほか、各種保健医療活動チーム（JMAT鳥取、鳥取JRATなど）との派遣協定を締結している。</li> <li>・DPATについては、発災後48時間以内に活動を開始する先遣隊（病院単位で組織）と必要に応じ数週間から数か月活動を行う隊（都道府県等で組織）から成る。</li> <li>・県内外において多くの自然災害や大規模事故等が発生する中、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、災害ストレス等による新たな精神的問題が生じるなど、精神科医療の提供や精神保健活動を行うDPATの取組が必要とされている。</li> </ul> <p>【他県のDPATが派遣された事例】</p> <p>H26.08 広島市豪雨土砂災害、H28.04 熊本地震、H30.07 西日本豪雨災害、R01.10 台風19号、R06.01 能登半島地震等で活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月、鳥取大学医学部附属病院とDPAT先遣隊の派遣に関する県内初の協定を締結し、災害時に精神医療の提供が可能なDPAT登録機関として登録した。</li> <li>・令和6年1月の能登半島地震においてはDPAT事務局の調整の結果、当県からのDPAT活動派遣は見送られた。</li> <li>・都道府県等で組織するDPAT隊については、現在編成に向けて調整中。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の透析医療体制の確保に向けて、透析医療機関のBCP策定支援を行っているほか、国補助制度を活用し自家発電装置の整備支援を行っている。また、災害時の透析患者の円滑な受入調整が図られるよう、関係機関の連絡先や手順を定めたマニュアルを整備するとともに、令和4年に設置された県透析医会との意見交換を行っている。</li> </ul> <p>○BCPの策定率：21/28（75%） ○自家発電装置の整備状況：23/28（82%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からの体制整備に向けて、災害拠点病院とDMAT派遣協定を締結するとともにDMAT隊員の育成・確保のため、研修、訓練への参加支援を行っている。</li> <li>・また、昨年度、高齢避難者等の生活不活発発病の予防支援等のため、鳥取JRAT（鳥取県災害リハビリテーション支援協会）との間で、連携協定を締結しており、引き続き災害時の医療保健体制を整備していく。</li> <li>・鳥取大学医学部附属病院のDPAT先遣隊について、他県のDPAT先遣隊の取組等を視察するなどし、体制の強化を図る。</li> <li>・また、鳥取大学医学部附属病院のほか社会医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院においても、先遣隊の編成を進め、県内におけるDPAT先遣隊の拡充を図る。</li> <li>・都道府県DPAT隊の編成・整備に向けて、関係機関との調整を進めていく。</li> <li>・透析体制の確保に向けては、これまで国庫補助の活用により、県内の透析医療機関の体制整備を進めてきた結果、貯水槽は全医療機関で整備済、また、自家発電装置についても8割を超える整備率となっている。更なる整備が進むよう国庫補助の拡充を国に求めており、引き続き要望していく。また、小型発電機については、県で備蓄しており、必要に応じて医療機関への貸与を検討する。</li> <li>・なお、災害時の透析医療機関のネットワーク形成等のため、各県に透析医会が立ち上がっており、ブロック単位で災害時の情報共有等に向けた議論をスタートしているところ。</li> <li>・県内医療機関のネットワークづくりについては、県で指針を策定し、圏域ごとのネットワーク形成も進められているところであるが、今後鳥取県透析医会とも連携し、近隣県とのネットワークづくりも進めていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部 （医療政策課・障がい福祉課）</p>
--	--	---	---------------------------------

<p>13. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の処遇改善</p>			
<p>(1)介護人材の確保や研修の受講促進に活用できる「地域医療介護総合確保基金」のメニューを事業者等に周知するとともに、とりわけ、訪問介護人材の確保については、事務負担の軽減を含め、基金などの活用による取り組みを強化されたい。</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金を活用した各団体のR6年度主な取組内容（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民対象の介護職員初任者研修資格取得支援事業</li> <li>・介護の魅力発信事業（親子参加の介護事業所見学バスツアー）</li> <li>・中学生と保護者に対する介護や介護の仕事の理解促進事業</li> <li>・福祉用具を活用し働きやすい職場づくり・ノーリフティングケア研修事業</li> <li>・鳥取県介護福祉士会ファーストステップ研修 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域医療介護総合確保基金」については、令和6年5月に鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）補助金交付要綱の改正及び事業開始通知に際して、各介護関係団体や市町村に随時周知し、有効に活用いただいております。県としても訪問介護従事者や介護福祉士の養成につながる初任者研修や実務者研修への受講補助等を行っ</li> </ul>	<p>福祉保健部 （長寿社会課）</p>

		<p>ているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該補助金の対象団体からの希望に応じながら、今後も介護従事者確保に係る取組を充実させていく。</li> </ul>	
<p>(2)利用者への身体拘束や虐待などのハラスメントの根絶に向けて、すべての施設で虐待の発生またはその再発を防止するための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）、適切な対策の検討とその結果の従業者への周知徹底が行われているかを確認し、指導監督を徹底されたい。また、介護保険適用外の施設における身体拘束・虐待に対する行政指導を厳格化するとともに、地域における高齢者住居の実態把握を徹底されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体拘束及び高齢者虐待の防止の徹底については、R5年度介護サービス事業者集団指導、高齢者虐待防止・権利擁護研修会等により、事業者へ周知・指導を行っている。</li> <li>・また、施設系サービスにおいては、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）がR5年度末に義務化されたため、措置できていない施設は介護報酬が減算される仕組みとなっている。</li> </ul> <p>&lt;R5年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者集団指導（書面開催） 県内全事業者</li> <li>・高齢者虐待防止・権利擁護研修会（ハイブリッド形式） 施設職員 182名、管理者等責任者 212名</li> <li>・有料老人ホーム集団指導（書面開催） 県内全有料老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、集団指導や研修会等で周知・指導を徹底するほか、指導監査の際には、身体拘束及び高齢者虐待防止措置の状況を重点的に確認・指導することとしたい。</li> <li>・また、介護保険適用外の施設においても、同研修会や有料老人ホーム集団指導等により指導を行うこととしたい。</li> <li>・なお、有料老人ホームは重要事項説明書の様式に身体拘束・虐待防止に係る記入欄を追加する予定であり、実態を適切に把握してまいりたい。</li> </ul>	福祉保健部 (長寿社会課)
<p>(3)事業所における家族や介護者等からの苦情や要望への対応が増加している実態を踏まえ、相談・通報に迅速に対応できる体制整備をはかられたい。また、利用者がより適切なサービスが受けられるよう利用者と事業所の話し合いに斡旋や仲介等の支援を行う第三者機関の設置を検討されたい。</p>	<p>○介護サービスに係る苦情や相談等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営基準においては市町村が第一次的な受付窓口として定められている。</li> <li>・市町村が取り扱うことが困難な場合等に対しては、介護保険法に基づき、第三者機関である国民健康保険団体連合会が苦情処理等を行っている。</li> </ul> <p>&lt;R5国保連合会苦情等対応実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情：0件 相談：14件</li> </ul> <p>○福祉サービス苦情解決制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会において事業化されている。</li> <li>・福祉サービス全般の苦情等に対し、必要な助言や相談、調査、あっせん等を行い、利用者と事業者双方の話し合いによる解決を促進している。</li> <li>・国庫補助事業（国 1/2 県 1/2）※所管：福祉監査指導課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスに係る苦情や相談等については、第三者機関として鳥取県国民健康保険団体連合会において対応がされており、同連合会が行う苦情処理等に対しては県も支援を実施し、適切な介護保険サービスの提供を図っているところ。</li> <li>・また、鳥取県社会福祉協議会に設置されている福祉サービス運営適正化委員会では、福祉サービスの苦情解決に向けた取組を実施しており、県との報告体制を築いている。</li> <li>・引き続き利用者が適切なサービスを受けられるよう、必要な支援、体制等を充実させていく。</li> </ul>	福祉保健部 (長寿社会課)
<p>(4)2024年度介護報酬改定において、生産性向上に先進的に取り組む特定施設の人員配置基準の特例的な柔軟化が行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや、介護職員の心身の負担増が生じることのないように、当該特定施設における「ケアにあてる時間」「介護職員の超過勤務時間」「介護職員の心理的負担」などについて、実際にケアを行う介護職員が参画する委員会(労使の安全衛生委員会を含む)において適切にデータ確認のプロセスが講じられるよう、事業者への周知徹底をはかられたい。</p>	<p>○2024年度介護報酬改定において、改正された生産性向上に先進的に取り組む特定施設の人員配置基準の特例的な柔軟化について</p> <p>(内容)</p> <p>特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、要件を満たす場合は、「利用者3：介護職員0.9」の配置とする。</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において必要な安全対策について検討等していること</li> <li>・見守り機器等のテクノロジーを複数活用していること</li> <li>・職員間の適切な役割分担の取組等をしていること</li> <li>・上記取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることがデータにより確認されること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」（令和6年3月29日付老高発 0329 第1号）において、委員会の開催にあたっては、管理者だけでなくケアを行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダー等が参画し、3か月に1回以上開催するものとされており、各事業者に周知を図っているところ。</li> <li>・また、委員会ではケアを行う職員等の意見を尊重しつつ必要に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組の改善を行うとされているところであり、県としても、委員会が適切に開催され、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われるように事業者に対して周知徹底を図っていく。</li> </ul>	福祉保健部 (長寿社会課)
<p>(5)県内の福祉専門学校において、少子化の影響や介護分野を志す学生の減少で深刻な定員割れが続く中、2025年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内介護事業所の多くが処遇改善加算を取得している状況ではあるものの、各事業所の規模や職員の配置状況等に課題もあり、未取得の事業所も一定数存在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部と連携し、取組推進を</li> </ul>	福祉保健部 (長寿社会課)

<p>度の介護福祉士科の学生を募集せず、2026年3月で同科を廃止することが決定された。2023年度の鳥取県の老年人口割合（高齢化率）は33.5%で、2025年度では高齢単身世帯及び、高齢夫婦のみ世帯が全世帯に占める割合は25.1%になると推計され、地域における介護人材は必要不可欠である。</p> <p>介護人材の処遇改善を実現し、専門性向上および人材の定着をはかるため、すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等処遇改善加算の取得を支援するとともに、加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化されたい。また、介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則に明記するなど労働者への周知徹底を指導されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5年度は介護職員処遇改善加算取得相談窓口設置及び事業所向け研修会の実施について、公益財団法人介護労働安定センター鳥取支部に委託し、取組推進を図ったところであり、加算未取得の事業所については、同センター鳥取支部から個別に働きかけをしているところ。</li> </ul>	<p>図っていく。</p>	
<p>(6)在留資格「介護」「特定技能1号」で働く外国人や技能実習生を含めた労働者について、賃金・労働条件が労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていない場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護分野で働く外国人介護人材の人数は近年増加傾向にある。</li> <li>※鳥取県内介護事業等に従事する外国人労働者数（鳥取労働局届出） H30：47人→R5：158人</li> <li>・技能実習制度については、転職の制限や、不適正な送出しや受入れ機関、不当な労働環境等が問題視され、制度見直しの議論が行われ、「育成就労制度」に改める法律が、2024年6月14日に可決成立（施行は3年以内）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者への指導監査については、各指定権者（中・西部総合事務所、市町村）において適切に実施しているところであり、当該法令違反等に対して適切な措置がなされるよう、今後も関係機関との連携に努めていく。</li> </ul>	<p>福祉保健部 （長寿社会課）</p>
<p><b>14. インクルーシブな社会の実現に向けた取り組み</b></p>			
<p>(1)障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障害福祉サービスに関わる労働者の人材の確保と労働条件・職場環境の改善に向けた支援を講じられたい。また、福祉・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所が、当該事業所における処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則に明記するなど労働者への周知徹底を指導されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保や、労働条件・職場環境の改善に向けた支援としては、国制度において令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が行われ、旧来の処遇改善関係加算が一本化され、加算率も上げられた。</li> <li>・あわせて本県では、事業所が職場環境改善につながる業務効率化を図るために介護ロボットやICT機器等を導入する際の支援を、国庫補助を受けながら実施している。</li> <li>・なお処遇改善加算においては、算定事業所は処遇改善の方法や額等について職員に周知するよう努めることとされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度の報酬改定により、新たな処遇改善加算が創設されたところであるが、障がい福祉人材の安定的な確保のため、引き続き国に対し、処遇改善を強力に進めるよう要望していく。</li> <li>・また、処遇改善と併せ、介護ロボットやICT機器等の導入など、職場環境改善のための業務効率化を図るための支援を引き続き行っていく。</li> <li>・処遇改善の方法等については、職員への周知については、処遇改善加算の届出時のチェックリストにて確認しているが、運営指導の際にも改めて周知の状況について確認していく。</li> </ul>	<p>福祉保健部 （障がい福祉課）</p>
<p>(2)民間事業者における合理的配慮の提供義務化など、改正障害者差別解消法の内容について、住民や事業者に周知するとともに、合理的配慮の事例を幅広く収集し、提供するなど、障がい者差別解消支援地域協議会の取り組みを拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障がいを理由とする不当な差別が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められている。また、令和3年5月には法改正が行われ、これまで努力義務とされていた民間企業による合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の改正により民間企業による合理的配慮が義務化されたことを踏まえ、商工関係団体等と連携し周知を図っていると同時に、住民に対しても新聞広告やあいサポート運動に係る研修等を通じて普及活動を進めているところであり、今後も引き続き同法の内容について周知等を行っていく。</li> <li>・障がい者差別解消支援地域協議会では、参加する当事者団体の報告事例を中心に扱ってきたところであるが、今後は県内外の企業等における合理的配慮の事例を紹介するなど、取扱う内容の幅を広げていきたい。</li> </ul>	<p>福祉保健部 （障がい福祉課）</p>
<p>(3)災害が発生した場合には発生場所、規</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時には、被害状況を取りまとめて被害報として県ホームページ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県としては、複数の汎用的</li> </ul>	<p>危機管理部</p>

<p>模、内容、今後の動向や対策など必要な情報を障がい者に提供する体制を整備されたい。また、災害情報の提供に当たっては、障がい者の特性に配慮した伝達手段やコミュニティネットワークを整備されたい。</p>	<p>ジなどで公表しているほか、必要に応じて市町村から「緊急安全確保」、河川管理者から「はん濫発生情報」など災害が発生している旨の発表が行われている。</p>	<p>な情報発信手段により災害情報を発信していく。 ・市町村に対しては、障がい者や高齢者、外国人などへの災害情報伝達には、合理的な配慮が必要なため、実情を踏まえつつ情報伝達手段の多様化について取組や検討を呼びかけていく。</p>	<p>(危機対策・情報課)</p>
<p>(4)子どもたちが地域で高校教育を受ける権利を保障するため、障がいのある生徒の高校入試・学校生活等における合理的配慮、外国につながる生徒への個別配慮を含めた諸条件の整備を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成元年度入学者選抜から、身体等の障がいによる特別措置願の様式を作成しており、現在も身体等に障がいのある生徒については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮を行っている。</li> <li>高等学校進学に際しては、本人・保護者の理解と了解の得られた特別な教育的支援を必要とする生徒について、中学校等から進学先高等学校へ合理的配慮が明記された「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎを進めている。</li> <li>一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につなげているが、「個別の教育支援計画」を使用している引継率は約50%である。</li> <li>また平成30年度から実施となった「高校における通級による指導」について研修報告を通じて理解・啓発を図るとともに、「高等学校特別支援教育研究会」を実施し、自校における特別支援教育の充実に取り組んでいる。</li> <li>なお、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮を行っており、中学校等と連携を図り、適切に対応することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、中学校等からの合理的配慮を含む支援の確実な引継ぎ及び継続した情報交換の場の設定のための中学校等、高等学校間の連携を促進するとともに、個別の教育支援計画の作成・活用スキル向上や、特別な支援を必要とする生徒に対する正しい理解と適切な対応に関する研修等を実施していく。</li> <li>また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、日本語支援等個々の生徒の事情に応じた配慮を行っていく。</li> </ul>	<p>教育委員会 (高等学校課、特別支援教育課)</p>

**15. 子ども・子育て支援新制度の着実な実施と、すべての子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備、子どもの人権の擁護**

<p>令和6年3月に策定された「シン・子育て王国とっとり計画」を着実に推進するためには、行政や関係団体・事業者のみならず、広く県民の理解・協力が不可欠であることから、子育てに係る関係者だけでなく、県民の意見が反映できる体制を構築されたい。また、計画が広範囲かつ多岐にわたることから、部署間・組織間で十分に連携がとれる体制を整備されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シン・子育て王国とっとり計画の策定にあたり、子どもや若者、子育て中の方など当事者から多数(約700件)の意見をいただいております。いただいた意見は、できる限り計画に反映させ、当事者のニーズに沿った事業を展開していくこととしている。</li> <li>なお、計画策定にあたり、関係する部署間・所属間で計画内容についての確認・調整を行うなどの連携を行って対応した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定後も、ウェブ応募フォームの設置や訪問型の意見交換の場づくりなどを行い、当事者のほか県民が意見を伝えやすい環境を整え、計画の見直しや次の子育て支援施策に当事者等の意見を反映させていく。</li> <li>なお、計画の基本的方針に掲げる「子どもの意見表明と多様な社会的活動への参画の機会づくり」として、子どもの意見を聴き、県政等への提言をとりまとめる「子どもミーティング」を今年度実施する。</li> <li>また、関係する部署間・所属間で、当事者の意見を共有の上、連携して計画の見直しや施策への反映を行っていく。</li> </ul>	<p>子ども家庭部(子育て王国課)</p>
--	--	---	-----------------------

**<社会インフラの整備・促進>**

<p><b>16. 安心・安全な住まいと持続可能なまちづくりの推進</b></p>			
<p>増え続ける空き家が社会問題化しており、空き家等実態調査支援事業・空き家等活用計画策定支援事業・老朽危険空き家等除却支援事業・まちづくりの計画に資する除却支援事業を拡充し、火災や自然災害な</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家対策に関する各事業については、市町村の要望等を確認しながら毎年度拡充を進めており、令和6年度も空き家の所有者調査に係る支援や、空き家の利活用を阻害する残置物の撤去に係る支援等、積極的な拡充を行っている。</li> <li>従来の空き家対策では、老朽危険空き家の除却や増加抑制等が主体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、空き家対策の主体である市町村の声を伺いながら、県の空き家対策に係る除却や有効活用に対する支援制度のさらなる</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部(中山間・地域振興課)</p>

<p>どによって周辺の住宅に危険を及ぼさないための防災対策や空き家の有効活用を進められたい。</p>	<p>であったが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年6月14日公布、同12月13日施行）において新たに「管理不全空家等」が創設される等、空き家が老朽危険化する前段階にも対策が広がっており、県として国の動き等を注視している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、空き家による災害発生時のリスク低減の観点から、空き家所有者に対する建物の適正管理の周知や所有者不明空き家の所有者調査の迅速化等について、県と市町村とでつくる鳥取県空き家対策協議会で検討を進めるとともに、市町村が有識者や地域の代表者等と話し合う場（市町村空き家対策協議会等）での検討を促す等の取組を行っている。</li> <li>・現行の耐震基準に満たない「旧耐震基準」で建築されている空き家については、市町村の空き家対策担当者に対して当該空き家の除却に活用できる補助制度を紹介する等、担当課と連携し積極的な取組を進めている。</li> </ul>	<p>周知、活用促進を図るとともに、必要に応じた拡充を進めて行く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・併せて、「空き家利活用コンテスト」による魅力的な事例の掘り起こしや、好事例を周知する動画の配信強化を図る等、引き続き空き家利活用に対する県民意識の醸成を進めていく。</li> <li>・また、若者の発想を活かした空き家活用等について、大学等のお話も伺いながら検討してまいりたい。</li> </ul>	
--	---	--	--

**17. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進**

<p>(1) わが国の生産年齢人口は減少局面にあり、交通運輸産業を支える業務のあり方を見直す時期がすでに到来している。事業者としても要員確保が困難なことから、様々な取り組みをしているが、県外進学及び県外就職率が高く、地元採用に苦慮しているのが現状である。必要な要員の確保は安定的な地域公共交通の確保、ならびに労働者の安全を守り、輸送の安全を守るということに繋がることから、県としてもUターンを含めた地元定着にむけて、より一層の取り組みを推進されたい。</p>	<p>県内交通事業者では、以下の取組を行い担い手確保に取り組んでおり、県も補助金交付等の支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内外から募集した県内就職希望者等を対象に、バス営業所見学会を開催。バス運転体験や現役ドライバーとの座談会等を実施している。</li> <li>・都市部で行われるバス運転手専門の就職イベント「どらなびEXP02024春(大阪市)」に鳥取県ブースを出展しバス会社の会社紹介や相談対応を実施している。</li> <li>・鳥取商工会議所・鳥取県ハイヤータクシー協会・バス協会・トラック協会と連携して、小学生向けに運送業の仕事をPRする学校キャラバン隊を実施しており、令和6年度は年4回実施する。</li> <li>・バス・タクシー事業者の人材確保のため二種免許取得費用に加え、令和6年度からは人材確保に向けた総合的な戦略を外部コンサルに委託し策定・実践するバス事業者に対する支援やタクシー車両の車両安全装置設置費用、女性ドライバーの意見交換会開催費用を支援している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も県内交通事業者の声を聞き、支援制度の効果を分析しながら見直しや充実を図ってまいりたい。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p>
<p>(2) 鉄道事業者は人手不足、要員不足を補うべく、省力化・省人化に取り組んでおり、来春にむけて山陰本線(鳥取～倉吉間)におけるICカードシステムの導入を予定している。現在、全国で共通利用できる交通系ICカードの普及率は上昇しており、導入している事業者やエリアも拡大しているが、県内においては導入コストおよび、ランニングコストのハードルが高く、導入が進んでいないのが現状である。交通システムの利便性向上をはかるため、事業者間の連携強化および必要な助成について県が主導して推進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のキャッシュレス化は、令和5年1月23日の東部地域交通まちづくり活性化会議の合意事項であるとともに、同年2月10日の「鳥取県における持続可能な地域公共交通の実現及び地域の活性化に関する連携協定」の連携事項となっている。</li> <li>・県内の公共交通(バス・鉄道)におけるキャッシュレス化の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス: 鳥取市100円循環バス「くる梨」で令和5年4月にICOCA導入済。米子市循環バス「だんだんバス」で令和6年度中にICOCA導入予定。</li> <li>・鉄道: JR伯備線(出雲市駅～伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅)、JR境線(車載型IC改札機)。2025年春には鳥取駅～倉吉駅間の各駅にIC改札機を設置し、伯耆大山駅～鳥取駅間がICOCAエリアとなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※淀江駅～下北条駅間はIC改札機未導入</li> <li>⇒IC改札機未導入区間での乗車・下車はICOCA利用不可</li> <li>⇒IC改札機未導入区間を跨ぐ場合はICOCAチャージ額で利用可能</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伯耆大山駅～倉吉駅間、因美線へのICOCA導入を引き続きJR西日本に働きかけていく。また、県内路線バスへのICOCA導入についても検討しており、令和6年度は導入機器や現在のバスの改修の必要性等について調査する費用を計上している。導入等の費用負担については、関係者で合意形成を図り、必要に応じて国にも財政支援の要望を行う。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p>
<p>(3) 公共交通の利用促進には利用者の理解や協力、参画が極めて重要であり、カーボンニュートラル達成に向けたCO2排出削減など地球環境保護の観点からも重要である。他県の例として、交通系ICカードやキャッシュレス決済の導入が前提となるが、公共交通利用エコポイント制度などの取り組みを行っているところもある。公共交通利用促進や公共交通維持に向け、鳥取県としても新たな制度の創設のほか、高齢者・通学生徒への支援についてさらなる拡充をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、市町村、交通事業者、関係団体等で構成する「みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会」では、公共交通の利用促進の取組を展開しており、令和4年度から、「公共交通乗ってecoh(行こう)！」県民運動として、県民一丸となって、公共交通を促進していく運動を実施しており、令和6年9月現在、50を超える企業・団体に利用促進宣言していただいている。</li> <li>・鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会では、2名以上の団体旅行で、青谷駅～豊岡駅間のJR山陰本線を利用した場合、列車運賃等の半額を支援する「JR山陰本線(青谷駅～豊岡駅間)を利用した旅行支援事業」を実施するとともに、JR鉄道の利用を促進するための取組みとしてJR山陰本線(豊岡～青谷間)全24駅の駅カードを作成、配布している。</li> <li>・県では、小規模高齢化集落等に居住する75歳以上の高齢者や障がい者・要介護者若しくは要支援者のタクシー利用を助成する市町村に対する支援制度を設けている。</li> <li>・県内の高等学校に通う生徒の約4割がバス、JR等の公共交通機関を利用しており、特に山間地域などから遠距離通学している生徒の保護者負担が大きいことから、令和2年度から全国に先駆けて全県で高校生を対象に、月額7,000円を超える通学費について、県・市町村協働による助成制度を開始(それまでは市町村単位で独自に通学費支援を実施)。</li> <li>・また令和5年度には、地域の活性化、公共交通機関の維持・存続等のため、市町村が控除額を引き下げて助成を拡充する場合における県の補助割合を引き上げる(1/4→1/2)とともに、県外に住所を有し、通学する生徒の保護者を助成対象者に加えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も県内交通事業者や関係団体等の声を聞き、支援制度の効果を分析しながら見直しや充実を図るとともに、公共交通の利用促進については、沿線市町村や企業などと一体となって、県民運動として実施していく。</li> <li>・事業実施者である県内市町村と連携し、利用者の声を聞きながら、県として必要な支援を引き続き行っていく。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p> <p>子ども家庭部(家庭支援課)</p>
<p>(4) 高速乗合バスの輸送人員は、一部路線</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染拡大や昨今の社会環境の変化に伴う利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市間移動については、主</li> </ul>	<p>輝く鳥取創</p>

<p>が廃止されるなど一般乗合バスと比較して回復が遅い。都市間移動、さらには鉄道が運転見合わせとなるような災害時の移動手段として多くの役割を果たしている実態も踏まえ、路線維持に向け、県と企業がタイアップできるような新たな取り組みを創設されたい。</p>	<p>客の減少に加えて、ドライバー不足により、令和3年3月に鳥取・倉吉・米子～東京、令和5年1月に鳥取・倉吉・米子～福岡線が路線廃止となった。また、鳥取・倉吉～広島、鳥取～京都も令和4年2月から運休が続いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度11月補正や令和6年度当初予算において、物価高騰対策として、路線・貸切・高速バス等の車両メンテナンス経費の支援を行い、維持存続の支援を行っている。</li> </ul>	<p>にビジネス、観光目的で利用されており生活路線とはいいがたく、鉄道路線も存在していることから、高速バスのみを支援することは考えていないが、バス事業者の維持存続のため、ドライバー確保の支援を行うとともに、物価高騰対策等を講じている。今後も必要に応じて支援を検討する。</p>	<p>造本部(交通政策課)</p>
<p>(5)全国では、バス運転士の要員不足により、路線の減便・廃止、さらには廃業する事業者も出てきている。鳥取県内においても、いわゆる長時間労働・低賃金といった理由から、要員不足が予てからの課題であるが、コロナ禍以降ではより顕著になり、休日出勤などで路線の維持を行っているところである。持続可能な公共交通を守るため、県として運転手の待遇改善への支援策を創設されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ前と比較して、バスドライバーは約90人減少している。</li> <li>生活バス路線の運行維持を図るため、バス事業者の運行費の助成を行っている。</li> <li>県ではバスドライバーの人材確保に資するため、二種免許取得費用のほか、令和6年度予算で、求人方法の見直し、業務の生産性の向上や職場環境の改善等、人材確保に向けた総合的な戦略を外部コンサルに委託し策定・実践する事業者に対し支援を行う。</li> <li>令和5年度11月補正や令和6年度当初予算において、物価高騰対策として、路線・貸切・高速バス等の車両メンテナンス経費の支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も県内交通事業者の声を聞き、支援制度の効果を分析しながら見直しや充実を図ってまいりたい。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p>
<p>(6)鳥取県内においてもタクシードライバー不足が慢性化しており、県においては「鳥取型ライド・シェア」を推進している中、担い手確保に向けては少しずつ効果が見受けられる地域もある。引き続き、タクシー事業者・関係機関と一体となった取り組みを推進し、事業の衰退とならないよう、地域公共交通の維持・存続、タクシードライバーの担い手確保へ向け新たな方策を検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ前と比較して、タクシードライバーは約130人減少している。</li> <li>県では、タクシードライバーの人材確保に資するため、二種免許取得費用のほか、令和6年度からタクシー会社が行う求人を支援するため、求人広告掲載に係る費用に対し支援を行うとともに、とりわけ女性などの採用促進のため、雇用に伴うタクシー車両の車両安全装置設置費用や、女性が働きやすい環境づくりや人材定着を図るため、女性ドライバーの意見交換会開催費用を支援している。</li> <li>令和5年度11月補正や令和6年度当初予算において、物価高騰対策として、タクシーの車両メンテナンス経費の支援を行っている。</li> <li>ねんりんピック期間中の交通需要増に対応するため、日本版ライドシェアの実証を行う予定としており、県はドライバーの採用・運行等に係る経費等を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も県内交通事業者の声を聞き、支援制度の効果を分析しながら見直しや充実を図ってまいりたい。</li> </ul>	<p>輝く鳥取創造本部(交通政策課)</p>

<くらしの安心・安全の構築>

18. 環境保全に向けた取り組み

<p>令和2年3月に策定された「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は、「2050年カーボンニュートラル宣言」「鳥取県気候非常事態宣言」を経て、さらには取り組みを加速するため令和4年3月に一部改訂されるなど、先進的な取り組みが行われている。このプランの目標達成年度は令和12年度末であり、中間年での評価・見直しも計画されていることから、取り組みの進捗状況を分析するとともに、広く県民に周知し、全県一体となった取り組みとなるよう進められたい。</p>	<p>・「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」は今年度に進捗(実績)のとりまとめ及び評価に着手し、令和6年5月21日に改定された国の環境基本計画及び今後改訂されるエネルギー基本計画等も踏まえながら、中間年である令和7年度中に改定する予定としている。</p> <p>&lt;主なイニシアティブプラン実績値(R5年度)&gt;</p> <p style="text-align: center;">※( )内はR12目標値</p> <p>需要電力における再生可能エネルギーの割合 <b>41.3%</b> (60%)</p> <p>健康省エネ住宅性能基準適合住宅の着工割合 <b>38%</b> (100%)</p> <p>運輸部門温室効果ガス排出量 <b>1090千tCO<sub>2</sub></b> (894千tCO<sub>2</sub>)</p> <p>環境配慮経営に取り組む企業数 <b>122社</b> (250社)</p> <p>一般廃棄物のリサイクル率 <b>28.5%*</b> (35%)</p> <p style="font-size: small;">※R5年度実績は集計中のため、R4年度実績を掲載</p>	<p>・「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」の中間見直しに当たっては、2030年度(令和12年度)の目標達成に向けて、県民、事業者など多様な関係者と議論・検討を行い、国の動向も踏まえ指標の追加や各種施策の充実を進めていく。</p> <p>・また、SNS等を活用した普及啓発を強化し、県民運動としての取組を官民一体となって進めていく。</p>	<p>生活環境部(環境立県推進課)</p>
--	--	---	-----------------------

19. 食農教育の実施と農業生産基盤の維持・強化

<p>(1) 令和6年4月から令和12年3月までの期間で取り組む鳥取県食育推進計画(第4次)において、『豊かな人間性を育む食育～「生産・料理・共食」の実践～』、『食パラダイス鳥取県を活かした食育』を基本方針として、5つの重点目標が示されている。本県は農・畜・酪、どれをとっても全国に誇れるものであるが、当該計画の概要版を見るに、「20歳以上の野菜摂取量は、目標である350g以上」となる年代はなく、また、地域の産物等の活用状況において、男性(20歳以上)は50%を切る結果となっている。当該計画において、「ライフステージに応じた健全な食生活を身につけ実践する。」とあるが、青年期以上の年代に対する食農教育は、子や孫に対しての波及効果があると考えられ、また、その家庭全体で鳥取県の農畜産物のファンとすることができると考える。については、各年代への食農教育を推進するとともに、特に青年期以上の年代に対して、職場での農業体験や市民農園等家庭菜園へ積極的に取り組む仕掛けなど、県民全体が鳥取県の農畜産物に親しみをもち、消費に繋がる取り組みを講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に対する食農教育の取組は、「第4次鳥取県食育推進計画」や、「鳥取県農業生産1千億円プラン」に基づき進めている。</li> <li>・子どもたちに対しては、市町村等と連携して学校等で提供される給食への県産品利用率の向上に係る取組への支援、県や関係機関が学校に出向いての出前授業の実施、小学生を対象とした夏休み期間中の県産米を使った朝ごはん作りに取り組むキャンペーンなど、各種取組を通じて県産農産物や生産者への理解を深めている。</li> <li>・一般県民向けには、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化により、消費者の安全安心志向、域内経済循環など社会貢献意識が高まっていることや、鳥取県産農林水産物への愛着と生産現場への理解を深めることで適正価格による積極的な購入の促進が求められていることを踏まえ、「食パラダイス鳥取県!『もっと地産地消×フェアプライスプロジェクト』月間」など、飲食店や小売店等の民間事業者と連携した取組を通じた発信を行うこととしている。また、栄養士会、調理技能士会、調理師連合会等が開催する、鳥取県ゆかりの郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援を行うことで、県産農産物や加工品の魅力の理解や地産地消、県産農産物の消費の拡大を働きかけている。</li> <li>・また、職場や地域の幅広い年代に対して農業生産活動や農村保全活動への参画を促す方策として、「とっとり共生の里」や「日本型直接支払制度」の取組を推進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、県内企業に「とっとり共生の里」への参加を促し、様々な県民向けの地産地消の取組周知等を行うとともに、学校給食を通じた食農教育、栄養士会、調理技能士会、調理師連合会等、各団体と連携した郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援、本県の食の魅力発信を行う「食パラダイス鳥取県」のイベント等を通じて、県民に対する食農教育のさらなる推進を図っていく。</li> <li>・あわせて、職場での農業体験について、多くの希望があれば関係団体とともに検討してみたい。</li> </ul>	<p>農林水産部 (農林水産政策課)</p>
<p>(2) 農林業センサスより、本県の農業経営体数や経営耕地面積は減少する一方で、1経営体あたりの経営耕地面積は増加している。期間的農業従事者数をみると、依然として65歳以上の個人経営体数が大半を占めており、今後、それらの農業者が離農した場合には、それらの農地の維持・管理が大きな問題となる。現状、農地の集約等により経営規模・面積の拡大ははかられているが、中山間地域の多い本県において、1経営体への集約には限界があると思われ、生産基盤への対策は喫緊の課題である。鳥取県において、各種農業支援施策が展開されているが、引き続き親元就農を含む新規就農者への支援拡大やスマート農業の導入支援など農業効率化に向けた支援などへの取り組み強化をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化に伴う農地の維持・管理の担い手不足は全国共通の課題であり、本年6月に25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」で国は改めて農地の集団化や適正かつ効率的な利用の促進を進めることとし、スマート技術等の先進的な技術を活用した生産性の向上なども施策に追加したところである。</li> <li>・中山間地域の農業を持続するには、担い手への農地集積・集約だけでなく、地域としての営農の在り方を明確にすることが重要であり、現在、市町村が中心となって、地域の実情・課題の整理と取組について「地域計画」として検討を進めている。</li> <li>・令和元年度から3年間、「スマート実証農場」をモデル的に設置し、スマート技術の有効性やコスト面なども踏まえた現地実証に取り組み、導入メリットや必要経費、活用事例等をまとめた「鳥取県スマート農業技術導入指針」を令和3年度に策定した。併せて、「スマート農業社会実装加速化総合支援事業」を創設し、指針に即して担い手の実装支援を進め、スマート技術の普及、横展開を図っているところである。</li> <li>・令和6年度からは、担い手に対する実装支援に加え、中小規模農家の作業を請け負う「農業支援サービス事業体」のスマート技術導入支援を進め、広域的かつ効率的に農作業受託を行う体制整備を図っている。</li> <li>・複数品目で全国有数の産地が形成されている本県では、産地の維持・発展にとっても新規就農者の確保は喫緊の課題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、10年後に目指す地域の農地利用を示した地域計画の策定に向けて、農林局を中心とした伴走支援を行うとともに、計画の実現に向けて、農地中間管理事業等による担い手への農地集積・集約、担い手不在の地域での集落営農や新規就農者の確保を支援しており、今後も継続していく。</li> <li>・また、令和4年度に「農業経営・就農支援センター」を設置し、就農相談から経営発展まで一元的に対応可能な体制を構築したところであり、引き続き個々の農業者のニーズに合わせた支援を継続すると共に、地域ぐるみでの受入体制の強化を進めることで新規就農者の育成・確保と定着に繋げていく。</li> <li>・農業の効率化に向けては、国は新たに「スマート農業技術活用促進法」を制定(10月1日施行予定)し、スマート技術を産地で導入するための支援策の創設も検討されているところである。県もこうした国の動向を注視しつつ、生産性向上に確実に繋がる技術としてスマート技術の導入を一層進めるとともに、担い手の意向や現場の実情も踏まえながら、支援制度を継続・拡充していく。</li> </ul>	<p>農林水産部(農林水産政策課、経営支援課)</p>
<p>(3) 依然として、肥料や飼料などといった生産資材の高止まりは続いており、また、食料品等の値上げが連日報道されている中で、生鮮食料品である農畜産物への生産コスト上昇に係る価格転</p>	<p>《肥料》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料価格高騰に対しては、令和4～5年に肥料価格高騰(緊急)対策事業を実施したところである。</li> <li>・今後は、みどりの食料システム戦略を踏まえ、堆肥等の地域資源を活用して化学肥料削減の取組を支援することでコスト低減を図るこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の国・県の施策による支援を着実に実施するとともに、肥料・飼料等の価格動向や今後の国の対策を見なが</li> </ul>	<p>農林水産部(生産振興課、畜産振興課)</p>



<p>嫁は厳しく、農家の経営は厳しい状況が続いている。特に畜産における配合飼料価格は、高止まりの状態が続いており、畜産農家にとって離農につながりかねない状況となっている。ついでには、農業が持続可能であり続けられるよう、肥料・飼料など生産資材高騰対策支援に取り組み、具体的施策を講じられたい。</p>	<p>ととしている。</p> <p>＜飼料＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料等の農業関係資材の高騰に対して、国及び県は以下の支援を実施している。</li> <li>【国の主な対策】</li> <li>・配合飼料価格安定制度</li> <li>【県の対策】</li> <li>・畜産経営緊急救済事業</li> <li>▶酪農家に対し、乳価の値上げをしてもなお不足する経費について、一定の農家負担を除き、赤字経費を支援。</li> <li>▶養鶏農家に対し、飼料価格の高騰により経営が悪化している農家について、配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える農家負担の一部を支援。</li> <li>▶肉牛・養豚農家に対し、牛・豚マルキン制度で補填される上限を超える部分の一部を支援。</li> <li>・和子牛価格緊急対策事業</li> <li>▶和牛繁殖農家に対し県の和子牛平均価格が発動基準（60万円）を下回った場合、国の補てんを除く差額の一部を支援。</li> </ul>	<p>ら、県としても農家の経営が苦しにならないように支援していく。</p>	
---	--	---------------------------------------	--

**20. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進**

<p>消費者庁「第4期消費者基本計画」、鳥取県「消費者教育推進計画」を踏まえ、消費者と事業者との適切なコミュニケーションなど、倫理的な消費行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会・環境などに配慮して消費者自らが行動する倫理的消費（エシカル消費）を促進されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県では、自立した消費者を育成するため、「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、様々な場においてライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育の推進に取り組んでいるところ。</li> <li>・持続可能な社会を目指すためには、消費者の行動が経済社会や地球環境に大きな影響を与えるものであることを県民自身が理解し、地域の活性化や雇用などを含む人や社会、環境に配慮し、適切な商品やサービスを選択できる力（エシカル消費）を推進していくことが必要である。</li> <li>・県では、令和4年度から「エシカル消費」を本県独自の「思いやり消費」と表現し、認知度向上に向けた取組を行っている。</li> <li>・令和5年度に県が実施した「消費生活に関する県民意識調査」では、思いやり消費（エシカル消費）という言葉とその意味についての認知度は低いものの、地産地消や食品ロス削減など思いやり消費（エシカル消費）に当たる行動を実行している県民は7割にのぼっている。</li> <li>＜消費者教育の取組＞</li> <li>・消費者問題の知識習得を図る県民向け公開講座の開催</li> <li>・大学との連携による学生・県民向け講座の開催</li> <li>・消費者トラブル対処法を学ぶスマホ講座の開催等</li> <li>・職域における消費者教育のメリット等の普及啓発</li> <li>・カスタマーハラスメントの防止に係る啓発</li> <li>＜思いやり消費（エシカル消費）推進の取組＞</li> <li>・環境配慮商品を取り扱う事業者や地産地消を積極的に推進する事業者を「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者として登録し、事業者が行う取組をHP等で啓発</li> <li>・「とっとり思いやり消費推進宣言」事業者が行う県民への思いやり消費の実践機会を提供する取組の経費を助成</li> <li>・思いやり消費（エシカル消費）啓発パネル・人形の貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、自立した消費者を育成するため、「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、学校、地域、家庭、職域等の様々な場において、ライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育に取り組む。その中で、事業者には苦情や意見を申し出る時は自らの主張を明確かつ丁寧に伝えるなど、事例を交えながら、適切に対処できるよう啓発を行っている。</li> <li>・消費者自らが思いやり消費（エシカル消費）を実践していくために、思いやり消費（エシカル消費）の推進に取り組む事業者等の支援を行うほか、啓発講座や啓発パネル・人形を活用した展示等による認知度向上・普及啓発を図る。また、思いやり消費（エシカル消費）の理念の理解の促進と具体的な行動が将来に向けて行えるよう、学校等の教育機関に対して優れた指導事例・教材について情報提供を行っている。</li> </ul>	<p>生活環境部（消費生活センター）</p>
--	--	---	------------------------

**21. 総合的な防災・減災対策の充実**

<p>(1) 平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、自然災害発生時の助け合いにつながる取り組みを進められたい。また、「避難勧告等に関するガイドライン」の周知をはかるとともに、子ども・高齢者・障がい者・外国人など、特に配慮を要する者が状況を正しく判断できるよう、デジタル弱者への配慮や多言語対応を含め、情報を確実に利用できる体制を整備されたい。</p>	<p>【自然災害発生時の助け合いにつながる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内には、地域の自発的な防災組織である「自主防災組織」が令和5年4月1日現在 2,469 団体組織されており、県全体の組織率は93.3%となっている。市町村の責務として自主防災組織の充実を図ることとされているが、県も地域防災活動における重要性を認識している。</li> <li>【避難勧告等に関するガイドラインの周知】</li> <li>・毎年度、出水期前に県が開催する市町村等の防災担当課長を対象とした会議において、ガイドラインを踏まえた避難情報の適切な発出について依頼している。</li> <li>・なお、当該ガイドラインは、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考として国が示したものであり、令和3年5月に改正され、「避難情報に関するガイドライン」と名称が変更されている。</li> <li>【情報を確実に利用できる体制の整備】</li> <li>・避難情報については、防災行政無線のほか、Lアラートを通じた報道機関等による発信などデジタル手法に依らない情報発信も実施している。</li> <li>・また、県の防災アプリ「あんしんトリピーなび」においては、多言語対応を実施している（9言語）。</li> </ul>	<p>【自然災害発生時の助け合いにつながる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の担い手となる自主防災組織については、引き続き市町村と連携した未結成地域への働きかけを続けるとともに、防災士等の地域防災リーダー養成をはじめとする人材育成、住民向けの防災スキルアップ研修等の防災意識啓発活動にも継続的に注力することで、活動の活性化、実態としての質的な向上を目指していく。</li> <li>【避難勧告等に関するガイドラインの周知】</li> <li>・県と市町村では、避難</li> </ul>	<p>危機管理部（危機管理政策課、危機対策・情報課、消防防災課）</p>
--	--	---	--------------------------------------

		<p>指示等の避難情報を適切に発出できるよう、国のガイドライン等を踏まえ、避難情報に係るガイドラインを作成する予定としており、引き続き、適切な避難情報の発出について、市町村と連携して取り組んでいく。</p> <p>【情報を確実に利用できる体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き様々な媒体による避難情報等の発信を行うほか、住民に対しても複数の情報入手手段を準備しておくよう啓発等を進めていく。</li> <li>6/28に運用を開始した鳥取県防災情報ポータルにおいて、CATV事業者等と連携した防災情報の発信を検討予定。</li> </ul>	
<p>(2)内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえ、地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成や見直し、庁内の防災・危機管理担当部局と男女共同参画担当部局・福祉部局等との連携、地域の防災リーダーの育成等において、女性の視点からの取り組みを進め、地域の災害対応力を強化されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が作成する地域防災計画等の防災に関する計画・マニュアルについては、男女共同参画担当部局や福祉部局等とも連携して作成しており、平成30年3月策定（令和2年5月修正）の「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」では、女性の視点に立った避難所運営等の項目を設けるなど、男女共同参画を踏まえた内容とするよう留意している。</li> <li>また、県の地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議するために設置している「鳥取県防災会議」では、委員の4割が女性となっており、女性の意見を計画や施策に反映するよう努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災に関する計画作成・修正や防災対策の実施にあたっては、引き続き、国のガイドラインも踏まえ、男女共同参画の視点に立って進めるよう努めていく。</li> </ul>	危機管理部（危機管理政策課）
<p>(3)2023年8月の台風7号は、記録的な大雨をもたらし護岸や道路が崩落し、「激甚災害」に指定されたが、そのような状況下でも地域住民の生活を守るために営業を続けていた小売り店舗が散見された。地域住民の生活を守るには、その地域で働く従業員も安全でなければならない。それぞれの小売り店舗では、有事の際の営業継続について判断する仕組みがあるようだが、自然災害が猛威を振るう危険な状況下では一刻を争うことから、小売業をはじめとする住民生活に欠かせない業務に従事する労働者の安全性を確保するため、事業活動を休止する基準を県が設定し、事業主ならびに住民にその内容を周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の事業活動の休止については、各事業者が災害状況や業務内容等を踏まえ、主体的に判断されている。</li> <li>また、事業継続計画（BCP）を作成している事業者においては、当該計画に基づき対応されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県、市町村では、災害時等に県民等が適切な対応をとれるよう、気象情報や避難情報等を発表しているところ。</li> <li>事業者が事業活動を休止する基準については、業務内容や立地状況等により異なり、県が一律に基準を作成することは困難であるが、事業者が事業の休止等の判断を適切に行えるよう、引き続き市町村等と連携して必要な情報の発信に努めていく。</li> </ul>	危機管理部（危機管理政策課）

<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

22. 国民の権利保障に資する投票環境の整備について

<p>(1)第20回統一地方選挙において知事選挙、県議会議員選挙ともに投票率は5割を割り込み、今年の3月に実施された鳥取県議会の補欠選挙の投票率は27.60%とさらに低い結果に終わった。低位な投票率は、民意を正確に反映しておらず、政策に偏りを生むことが危惧される。県有識者研究会でも検討がされているが、投票率向上の策として、利便性が高く頻繁に人の往来が見込める施設や山間地域の小売店（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）等に期日前投票所を増設されたい。また、期日前投票の投票時間の弾力的な設定や移動期日前投票所の設置など、投票率向上に向けた取り組みを講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取市 イオンモール鳥取北店</li> <li>米子市 イオン米子駅前店</li> <li>倉吉市 パープルタウン</li> </ul> </li> <li>また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を設置している。</li> <li>加えて、山間地域などにおいても、無投票となったものの智頭町が先の智頭町長選挙等においてコネクテッドカーを利用した移動式期日前投票の実施を予定されたり、江府町が投票区の再編に伴って移動式期日前投票を行うなど新たな取組が見られるところ。</li> <li>なお、平成28年4月の公職選挙法の改正により、属する投票区に関係なく投票できる「共通投票所」を設置することが可能となったが、共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、県内では設置事例がなく、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度に県、市町村、専門家等を交えた『投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会』を開催し、投票率低下の現状・課題、県民の政治参加を促進するための方策について報告がなされた。この報告を受け、令和6年度新規事業として、期日前投票所の増設を含む市町村の投票環境向上のための取組を支援する補助事業『地域民主主義再興事業補助金』を実施しているところ。また、同じく同報告を受けた新規事業として、『投票立会人不足解消による投票所減少防止のための</li> </ul>	地域社会振興部（市町村課（選挙管理委員会事務局））
---	--	--	---------------------------

		<p>オンライン立会事業』に取り組み、投票環境の維持・向上を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組であり、市町村選挙管理委員会に対して引き続き情報提供を行い、上記の新規事業の活用を含む積極的な取組を働きかけていく。</li> </ul>	
<p>(2) 県民が自らの権利や義務など県民生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識も高める中で政治参画を促すことを目的に、義務教育段階から主権者教育を実施されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き、選挙に関する知識や投票の意識等について授業（選挙出前講座）を行っている。</li> </ul> <p>&lt;選挙出前講座の実施状況&gt;</p> <p>R5年度実績：26回（小0、中1、高19、特別支援他6）  R4年度実績：26回（小0、中1、高21、特別支援4）  R3年度実績：19回（小0、中1、高14、特別支援4）  R2年度実施：28回（小2、中1、高20、特別支援5）  R元年度実施：24回（小1、高19、特別支援4）</p> <p>&lt;啓発冊子「政治と選挙」の作成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(8,100部)し、県内高校（公立・私立）3年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主権者教育の推進については、教育機関と連携した選挙出前授業の実施に引き続き取り組んでいく。</li> <li>・また、『投票率低下防止等に向けた政治参画のあり方研究会』報告を受け、令和6年度に『ちいわかになろうや！教育プログラム・教材作成研究会』を立ち上げ、義務教育段階における主権者教育を推進するための教育プログラム・教材の作成に取り組んでおり、完成後は順次教育現場に導入していく。</li> </ul>	<p>地域社会振興部（市町村課（選挙管理委員会事務局））</p>

### 23. 公正・公平な公務労働の実現

<p>鳥取県内で働く各自治体の臨時・非常勤職員や会計年度任用職員等について「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（2020年4月1日施行）を踏まえ、総務省「会計年度任用職員制度に向けた事務処理マニュアル」が最低基準となるよう助言されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方公務員法」と「地方自治法」が改正され、臨時・非常勤職員の適正な任用と勤務条件の確保に向けた見直しが行われ、会計年度任用職員制度が整備（R2.4.1 施行）され、総務省より「会計年度任用職員制度に向けた事務処理マニュアル」が示されたところ。</li> <li>・県においては、総務省の会計年度任用職員に関する各種調査を通じて各市町村の会計年度任用職員の実態を把握するとともに、必要に応じて、県から市町村へ助言を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の会計年度任用職員については、県と市町村との行財政に関する意見交換会や総務省の各種調査結果を踏まえた県通知等を通じて、会計年度任用職員の人事・給与制度に対して引き続き助言を行い、各市町村による会計年度任用職員の処遇の適正化を促していく。</li> </ul>	<p>地域社会振興部（市町村課）</p>
<p>(1) 「地域移行型」の部活動改革の推進にあたり、指導者確保のための全県的な指導者育成研修や人材バンク設立を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者研修については、スポーツ指導者研修会を年4回、部活動指導者研修会を年1回開催し、県立学校に配置する部活動指導員及び外部指導者の職務や義務研修として位置づけ実施しており、多くの市町がこの研修を利用し、市町立の学校に配置する部活動指導員及び外部指導者の研修としている。研修内容は、体罰や不適切な指導とならないよう県のガイドラインについて周知するとともにスポーツ医・科学的な見地の講演や効果的な指導に向けて、適切な指導方法を学べる内容としている。</li> <li>・人材バンクの設立については、令和5年度に地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課が県スポーツ協会に委託し、令和6年2月に、鳥取県「地域クラブ活動人材バンク」を設置し、令和6年4月から県スポーツ協会の事業として運営している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、スポーツ指導者研修会を開催し、指導者の資質向上及び育成に努めていく。</li> <li>・本年度設置された人材バンクについて市町村等へ周知を図り、指導者登録者数の増加を図っていく。</li> </ul>	<p>教育委員会（体育保健課）</p>
<p>(2) 福祉関係機関等との連携など、教育相談体制の充実をはかるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの常勤配置を市町村と協力のうえ、進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーは全公立中・高・特別支援学校に配置し、中学校配置のスクールカウンセラーが校区内の小学校に対応している。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーは、県立学校に8名（高等学校5名、特別支援学校3名）配置し、全県立学校に対応している。また、県内18市町村がスクールソーシャルワーカーを配置しており、県は事業費の補助を行っている。</li> <li>・困難さを抱える児童生徒の中には、福祉関係機関等との具体的な連携体制が必要な場合があり、スクールソーシャルワーカーが校内ケース会議に入り、学校外の支援機関との連携等について助言するなど、福祉・医療等の関係機関との連携に係る援助を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、引き続き現在の方法で配置しつつ、研修会や連絡協議会等で効果的な活用につなげるための取組を進める。</li> <li>・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが専門的視点で学校への助言・援助を行いやすくする必要があるので、そのために、学校の組織体制を強化し、児童生徒を支援につなげる教職員の力量を高める研修会等を実施していく。</li> </ul>	<p>教育委員会（いじめ・不登校総合対策センター）</p>

<p>(3)子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に進めるよう、教職員の多すぎる業務を具体的に削減し、所定労働時間で業務を終えることができるようにするなど、教職員が定年まで働き続けられる職場環境の整備をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の働き方改革には従前から取り組んでおり、令和3年4月に、これまでの成果と課題を踏まえた「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務時間が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消を目標に各種取組を推進しているところだが、長時間勤務者は一定数存在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新 学校業務カイゼンプラン」の重点取組事項である「ICT等の活用による業務の削減、効率化推進」「学校及び教員が担う業務の明確化」「部活動の地域移行の検討」を中心に、各市町村教育委員会、各学校種校長等と緊密に連携を図りながら取組を進めていく。</li> </ul>	<p>教育委員会（教育人材開発課）</p>
<p>(4)子どもたちの確かな学びを保障するために、教材研究、授業準備を行う空きコマ数を確保できるよう持ち授業時数の上限設定を行い、それに見合った教員配置を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加配等の人的措置を行っているが、生産年齢人口の減少、教員免許授与件数の低下、国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職率の低下等に起因する全国的な教員不足の中で本県においても各学校種で人員が不足している状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、7月11日に国へ要望を行ったところであり、積極的なプロモーション活動等による教員採用の強化を図るなど、人員確保に努めていく。</li> <li>・また、教員の持ち時間数については、目安となる時間を設定している。特に小学校においては、担任が授業を行わない「空き時間」を創出するため、高学年における教科担任制を推進している。</li> </ul>	<p>教育委員会（教育人材開発課）</p>

**25. 私立高等学校の振興と教育環境の整備、生徒・保護者の負担軽減等の取り組み**

<p>(1)学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、引き続き私学助成の維持をはかられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一位の補助金額を助成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各私立学校の意見を聞きながら、必要な支援を引き続き行っていく。</li> </ul>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
<p>(2)保護者負担を軽減するため、授業料等の減免措置や給付型奨学金を拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。</li> <li>・令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化（就学支援金の上限額引き上げ）を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度（総合支援金）を新設した。</li> <li>・さらに、令和5年度からは、家計急変世帯についても補助対象としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各私立学校の意見を聞きながら、家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、保護者の教育費負担の軽減について必要な支援を行っていく。</li> </ul>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
<p>(3)校舎内施設に加え、学校寮の増改築や補修への助成拡充やICTを活用した教育環境整備、光熱費高騰に対する支援を拡充されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例に基づき、私立高等学校の大規模修繕や学校寮の個室化改修等に係る経費に対して補助を行うほか、各学校の借入金に係る利息の支払いに対して補助を行っている。</li> <li>・また、ICTを活用した教育環境整備について、アクティブ・ラーニングを実践するための環境整備の補助を行っているほか、物価高騰下における生徒の適切な学習環境を確保するため、運営支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度においては、非課税世帯を対象に全日制・定時制に通う第1子の高校生等に係る給付額の引き上げを行ったところであり、今後も必要に応じて充実を図っていく。</li> </ul>	<p>教育委員会（人権教育課）</p>
<p>(4)ICTを活用した教育環境整備について、引き続き支援されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業が活用可能である。</li> <li>・また、県の私立学校教育振興補助金において、アクティブ・ラーニングを実践するために必要なICT機器整備、情報通信技術活用支援員の配置等のICT教育環境の整備推進を行う私立高等学校に対して補助を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、各私立学校の意見を聞きながら、必要な助成を行っていく。</li> </ul>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
<p>(5)就学支援金制度に係る事務負担軽減について引き続き支援されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。</li> <li>・また、事務担当者説明会の場で行う意見交換を通じて事務改善を実現しているほか、令和2年度から国が整備した事務処理システムの利用を開始し、それまで紙媒体により各校で行っていた事務の負担軽減が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等からの申請をオンライン化し添付書類を削減することにより、さらなる負担軽減を図る等、引き続き、各私立学校の意見を聞きながら、事務の点検・見直しを図っていく。</li> </ul>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>
<p>(6)電気・ガス料金高騰の影響を受ける私立学校に対し、運営に支障が生じない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度及び5年度において、物価高騰の影響を受け、厳しい運営環境にある私立学校に対して、増大する光熱費等を支援した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会情勢を考慮しながら、県として必要な支</li> </ul>	<p>子ども家庭部（総合教育推進課）</p>

<p>よう、光熱費高騰分を引き続き支援されたい。</p>	<p>・令和6年度も、物価高騰下にあっても生徒の適切な学習環境を確保するため、継続して運営支援を行った。</p>	<p>援を行っていく。</p>	<p>課)</p>
<p>&lt;男女平等政策&gt;</p>			
<p>26. あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等の実現</p>			
<p>(1) 現在、県では国と連携してカスタマーハラスメント(以下:カスハラ)を含む各種ハラスメント対策の普及啓発や、「みなくる」を通じた相談対応、社内研修への講師派遣等に取り組んでいるが、カスハラは後を絶たない。この間カスハラ対策は大きく前進し、2023年9月1日に労災認定基準が改正され、既存のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに加え、業務による心理的負荷評価表に「カスハラ」が加えられた。また、東京都をはじめ北海道や三重県でも、カスハラ防止条例の制定に向け検討が始められている。社会的にもカスハラ防止に対する気運が高まる中、当県においても条例の制定を視野に、実態把握と共有のための「政労使会議」の設置や、カスハラ抑止につながるクレーム電話の録音設備や無人レジ導入に対する補助金の給付など、さらに踏み込んだ対応をはかられたい。</p>	<p>・県では、カスタマーハラスメント(以下、カスハラという。)が近年、社会問題化していることから、県庁及び県内事業者等におけるカスハラ対応・啓発の状況や国の動きを共有し、今後の対応を検討するキックオフとして、令和6年6月に「カスタマーハラスメント防止対策プロジェクトチーム会議」を開催した。</p> <p>・県職員が刃物で襲われる傷害事件の発生を契機に、平成16年1月に不当要求行為等対策要綱、不当要求行為等対応マニュアル等を策定。不当要求行為等相談窓口、専属の不当要求担当職員を設置するとともに、各所属へ不当要求行為等対策責任者を設置し、毎年1回の研修を実施している。</p> <p>・県では、県中小企業労働相談所「みなくる」において労働者・事業者双方からのカスハラを含む各種ハラスメントへの相談に対応しているほか、消費者教育の一環として、上手な意見の伝え方などの情報発信、カスハラ防止の啓発チラシの配布、相談窓口での助言等を行っている。また、大切な従業員の安全と健康を守ることを主眼として事業者向けのセミナー(8/19・20)等を実施して取組強化を啓発している。加えて、県産業未来共創補助金等で生産性向上の取組の一環でセルフレジ導入を支援している。</p> <p>・民間では、従業員の保護を目的として、カスハラへの組織的対応の体制整備、行動方針のホームページでの明示、対応マニュアル作成・窓口設置、社内研修を実施している事業者もある。</p> <p>・国においては企業の自主的なカスハラ対策を促進するため、令和2年1月に策定したパワハラ防止指針中にカスハラに関しても事業主が取り組むことが望ましい取組(相談体制整備等)を明記し、また、令和4年2月には企業向け対策マニュアルを公表しているが、本年6月、政府は「骨太の方針」に、法的措置も視野に入れたカスハラ対策の強化を明記し、現在、企業におけるカスハラ対策を義務付ける法改正について検討を開始している。</p>	<p>・関心の高まりを背景に、経営者が従業員の健康と安全を守るための企業向けセミナーを拡充実施するほか、消費者教育など既に行っている取組を含め、啓発活動により一層力を入れていく。</p> <p>・3年に1度実施している県職場環境等実態調査に新たにカスハラに関する項目を加え、8月に県内企業・労働者に対しカスハラの実態調査を行うほか、企業・業界団体への個別の聞き取り等によっても実態把握を進めるなど、県内の実状を踏まえ、また国の法整備の動きも注視しながら、県として必要に応じて対策の拡充を検討する。</p>	<p>商工労働部(雇用・働き方政策課)</p>
<p>(2) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲を拡大するなど、不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の導入を国に働きかけられたい。また、同性パートナーの権利確保に向けて構築された「とっとり安心ファミリーシップ制度」の周知を図るとともに、運用面での課題を検証し、改善に取り組まれたい。</p>	<p>・「選択的夫婦別氏制度」については、政府が令和2年12月に決定した「第5次男女共同参画基本計画」の記載にもあり、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し」では、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」こととされている。</p> <p>・令和6年7月に全国知事会の男女共同参画PT会議において国に対する「ジェンダー平等の実現に向けた提言」が決定され、当該提言の中で「選択的夫婦別氏制度」導入に係る議論の加速化について記載され、8月22日に要請活動が行われたところ。</p> <p>・令和5年10月のとっとり安心ファミリーシップ制度導入時点で全市町村が県と連携協力する意向を示しており、令和6年6月までに13市町村がサービス提供を開始している。公立病院を含む16医療機関のほか、金融機関や不動産会社でもサービス提供が広がっているところ。</p>	<p>・選択的夫婦別氏制度については、国民的な議論を踏まえ、国において早急に結論を導くべきものとする。なお、本県としては、全国知事会を通じて導入に係る議論の加速化について提言しているところであり、動向について引き続き注視していきたい。</p> <p>・「とっとり安心ファミリーシップ制度」については、自治体のみならず病院や金融機関などの民間にもサービス提供の動きが広がっているところ。当事者の方々が、自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会を実現するために、引き続き普及啓発に取り組むとともに、制度の運用にあたっては、当事者・有識者の意見を伺い必要な見直しを行っていききたい。</p>	<p>地域社会振興部(女性応援課、人権・同和対策課)</p>
<p>(3) 性的な被害、家庭の状況などにより日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難を抱える女性およびその恐れのある女性に対し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(2024年4月1日施行)により策定された基本計画にもとづき、着実に支援を実施されたい。また、女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センターの体制強化をはかり、NPOなどの民間団体との連携を通して実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制を整備されたい。</p>	<p>・本県における困難を抱える女性への支援については、特にドメスティックバイオレンス(以下「DV」という。)による被害者支援において、民間団体とも連携して先駆的な取組を推進してきた。</p> <p>・令和6年5月に策定した「鳥取県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」では、策定にあたり民間団体等からヒアリング調査を行ったところ、DV被害者のみならず、自らSOSを発することが難しく支援が届きにくい女性への支援体制づくりや、女性相談支援センターを中核とした多機関による協働支援の強化、生活再建・自立支援の充実といった課題が把握された。</p>	<p>・これまで先駆的に推進してきたDV被害者等支援の取組を活かし、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、鳥取県女性相談支援センターの支援調整機能の強化を図り、同センターが中核となり、市町村や民間の相談機関とのネットワークの構築や連携を強化し、多様な相談ニーズに対応できる支援の充</p>	<p>子ども家庭部(家庭支援課)</p>

		実に取り組んでいく。	
--	--	------------	--